

令和7年第1回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和7年3月6日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

18番 阿部雅志	19番 原田定信
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 正木孝一	教育長 高田稔
理事 坂東孝一	市民部長 森友邦明
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 森克彦
建設部長 高田敬二	水道部長 吉岡宏
教育部長 小松隆	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 大倉洋二	市民部次長 古川秀樹
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 岡本正和
建設部次長 大石憲司	教育部次長 三宅剛
教育部次長 酒巻達也	吉野支所長 鈴田直城
土成支所長 妹尾光雄	阿波支所長 大塚清
農業委員会事務局長 住友勝次	監査事務局長 坂東明

水道部次長 吉 成 永 吾
財 政 課 長 藤 井 信 良

会 計 管 理 者 清 田 美 恵 子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相原 繁喜

事務局議事総務課長 松永 祐子

事務局議事総務係長 大塚 久史

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井安之君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、志政クラブ竹内政幸君の代表質問を許可いたします。

志政クラブ竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） それでは、おはようございます。

議席番号4番竹内政幸、志政クラブ、ただいまから代表質問を行います。

本日は、大きく3つの質問を行います。

1問目、可燃ごみ処理場について、2問目、介護行政について、3問目、農地のほ場整備事業について行います。よろしく答弁をお願いします。

それでは、1問目の可燃ごみ処理場について。

昨年の8月26日、議会全員協議会で、理事者側より阿波町長峰で計画を進めている新ごみ施設の稼働の遅れにより、現施設による焼却処理が令和7年7月末で稼働停止するため、新ごみ処理施設稼働までの期間、ごみを圧縮梱包し、県外へ搬出し、焼却処理するとの方針が示されました。計画どおり事業は進んでいますか。また、積替保管施設における環境整備事業、臭い、暑さ等の対策は十分でしょうか、市長の答弁を願います。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 皆さん、おはようございます。

志政クラブ竹内議員の代表質問の1問目、可燃ごみの処理場について2点質問をいただいておりますので、答弁させていただきますが、新ごみ処理施設整備事業につきましては、阿波市にとっても、板野町にとっても、上板町にとっても、他に選択肢のある事業であれば、一つの方法が挫折しても他の手段を取ることが可能であります。しかしながら、

この施設を、期限といいますか、令和10年4月1日からは阿波市阿波町の候補地におきまして稼働しなければ阿波市、板野町、上板町の約5万9,000人、世帯にして約2万6,000世帯の皆さん方に大変な被害といいますか、危害を加えるということで、これにつきましては必ず前を向いてスケジュールどおりやっていくことが絶対に必要でございます。そういったことで、不転の決意を持って日々努力をしているところでございます。

それでは、質問について答弁させていただきます。

1点目の現焼却場、焼却処分終了後、県外処分は計画どおり進められているのかについてでございますが、現施設であります中央広域環境センターでは、本年の8月以降ごみの焼却は行わず、令和10年3月までの2年8か月の間、積替保管施設として使用いたします。そのため、中央広域環境施設組合では、積替保管施設の改造工事、運転、維持管理、ごみの運搬及び処理までの一連の業務を民間事業者の創意工夫を生かしつつ安全性や効率性を確保するため、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行いました。そして、昨年8月29日には令和6年の第2回中央広域環境施設組合議会臨時会を開催し、積替保管施設整備事業改造工事請負契約の締結について議決をいただいているところでございます。積替保管施設整備事業の進捗状況を申し上げますと、現在はごみの運搬に必要なコンテナ及びコンベヤーの作製に取りかかっており、ごみの積替えを行うプラットフォームにおきましては改造工事の準備作業を開始しているところでございます。本年7月中旬からは積替保管のうえ、県外に搬出できるよう準備作業を進めてまいります。

次に、2点目の建物内の環境対策はにつきましては、積替え場所となるプラットフォームの出入口が3か所あるんですが、そこに既存のエアカーテンに加え噴霧器を設置し、常時消臭剤を噴霧するとともに、積替えを行うコンベヤーにも噴霧器を設置し、可燃ごみに直接消臭剤を噴霧した上で水密容器に積替え、蓋をして、当日または翌日までに施設外へ搬出いたします。また、積替保管施設として使用する期間も臭気調査など必要な環境調査を実施し、公害防止審査委員会や周辺住民の皆様へ環境調査結果説明会において説明させていただく予定としております。積替保管施設整備事業はごみを安全で安定的かつ継続的に処理するためにはなくてはならない事業でありますので、今後におきましても周辺住民や市民の皆様に対し、丁寧な説明をさせていただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 市長より答弁があり、これまでの予定どおり、現在の中央広域環境センターにおいて令和7年8月以降ごみの焼却は行わず、令和10年3月までの2年8か月の間、積替保管施設として使用する。これに伴い、組合では、公募型プロポーザル方式による事業選定を行い、中央広域環境施設組合積替保管施設整備事業改造工事請負契約について議決をいただき、8月30日付で契約を締結している。積替保管施設の整備事業では、現在、ごみ運搬に必要なコンテナ及びコンベヤーの作製を行っている。ごみ積替えを行うプラットフォームにおいては改造工事の準備作業を開始している。出入りは7年4月頃から粗大ごみ処理施設の撤去工事、異臭対策工事についても計画どおり進めていく予定であると答弁がありました。

続いて、再問として、新ごみ処理施設について質問します。

昨年12月20日、議会全員協議会で、理事者側より処理方式の一部変更の説明があり、現時点での新ごみ処理施設の稼働に向けての進捗はどのようになっているか。用地交渉、施設の規模、処理方式、搬出先と課題は山積みとされます。これからの事業の進め方について市長の答弁を願います。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ竹内議員の代表質問の再問、新ごみ処理施設開設に向けて、現時点での進捗状況はについて答弁をさせていただきます。

簡単にといいますか、スケジュールを申し上げますと、今年度末に地権者の方と賃貸借契約のめどをつけまして、新年度早々に賃貸借契約を行い、その後に建設事業者といたしますか、DB方式で行う予定としておりますので、設計と施工工事ができるところを公募いたしまして、その選定期間は約3か月から4か月かかると思います。そういった中で、受注された業者の方に設計をしていただきながら現地に入っていくのは多分秋頃になると思います。現地で着手して2年間ということで、令和9年末までには完了すると、施設整備が。そして、令和10年1月から3月、その3か月を運転期間といたしまして、令和10年4月からは完全移転をして、阿波町の某地におきまして新設のごみ処理場が稼働できるというようなスケジュールで考えております。

そして、新ごみ処理施設の整備事業についてでございますが、今、建設予定地では開発工事を行っておりまして、設置が義務づけられております防災調整池の施工完了確認を本年の1月16日に終え、現在は地権者による残土運搬処理を実施しているところでござい

ます。また、新ごみ処理施設建設予定地の賃貸借契約につきましては、冒頭で申し上げましたが、今年度末をめどに交渉を進め、新年度早々に施設建設工事と併せて予算計上をできるよう準備を進めているところでございます。

先ほども申し上げましたが、新ごみ処理施設建設事業は1市2町の住民の生活に欠かせない重要な事業でございます。これまで説明してまいりました新ごみ処理施設稼働に向けたスケジュールを遵守しながら不退転の決意で全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 市長より答弁があり、新ごみ処理施設建設の進捗説明があり、予定地においては防災調整池について残土運搬処理を実施している。予定地の賃貸借契約は今年度末までに交渉を進め、新年度早々に施設整備事業と併せて予算を計上できるよう進めている。新ごみ処理施設建設事業については、1市2町の住民の生活には欠かせない重要な事業であり、新ごみ処理施設稼働に向けたスケジュールを厳守すべく全力で取り組んでいくと答弁がありました。町田市政最重要課題であると思っておりますので、令和10年4月稼働に向けてよろしく申し上げます。

それでは、この質問を終わり、次の質問に移ります。

2番目に、介護について。

本市において、令和6年12月31日現在、人口3万4,188人で、高齢者は年代別人口比で75歳以上7,304人、24%、65歳以上は1万3,391人、割合は39%であります。今後少子・高齢化が進み、介護認定申請の増加が見込まれると思えます。本市の介護の現状と今後の対応、担当部長の答弁を願います。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 志政クラブ竹内議員の代表質問の2問目、介護についての1点目、介護認定の現状と今後の対応はについて答弁をさせていただきます。

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする要介護状態になった場合や家事や身支度等の日常生活に支援が必要な要支援状態になった場合に、申請により、認定調査員による訪問調査や主治医の意見書を基に介護認定審査会で審査を行い、どの程度の介護が必要か判定した後、市において介護認定を行い、介護度に応じたサービスを提供しております。本市の65歳以上の高齢者数は令和6年12月現在1万3,391人

で、このうち介護認定者数は2,482人となっており、介護認定率は18.5%で、全国平均の19.7%と比較して低い水準で推移をしております。

本市の介護認定の現状におきましては、昨年度に比べ新規申請が増加傾向にあります。対象者の入院や病状の変化、家族の都合などの特別な事情がある場合を除き、遅れが出ないように医療機関とも連携し、適切に対応しているところでございます。

一方、団塊の世代が75歳を迎え、今後さらに認定申請者数の増加が見込まれており、加えて各事業所に委託をしております一部の更新申請の認定調査につきましても介護人材の不足などにより受入れ件数が減少しております。このような状況を踏まえ、令和7年4月から市の認定調査員を1名増員し、9名体制で訪問調査を実施する予定としております。今後におきましても関係機関と連携し、介護が必要な方に遅滞なく適切な介護サービスが提供できるよう体制整備に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 稲井部長より答弁があり、本市の高齢者は1万3,391人、このうち介護認定者は2,482名、介護認定率は18.5%、全国平均より低い水準とのこと。しかし、昨年度に比べ増加傾向にあり、医療機関とも連携し、適切に対応している。一方、団塊の世代が75歳を迎え、今後、認定者数の増加が見込まれる。また、各事業所に委託している認定調査も介護人材の不足により受入れ件数が減少している。このような状況を踏まえ、令和7年4月1日から認定調査員を1名増員し、9名体制で訪問調査を実施する予定としている。今後も関係機関と連携し、介護が必要な方に延滞なく介護サービスが提供できるよう体制整備を努めていくと答弁がありました。今後もきめ細やかな介護サービスをお願いして次の質問に移ります。

再問として、高齢化が進み、核家族社会になり、老人介護は介護サービス、介護施設等の利用になると思われれます。15年後、2040年には第2次ベビーブーム世代が65歳以上になり、労働人口の急激な減少が予想されます。全国で団塊世代の出生数は約270万人、昨年は約72万人に減少しています。このことから、介護を必要とする人が増加し、介護人材は不足が見込まれると思います。今後の市の対応を、担当部長から答弁を願います。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 志政クラブ竹内議員の代表質問の2問目、介護について

の再問、介護対象者増加が今後見込まれるが、介護人材の不足等、市の対応はについて答弁をさせていただきます。

本市の高齢化率は、令和6年12月末現在39.1%で、全国平均よりも高い水準で推移しており、そのうち75歳以上の高齢者数では7,304人と高齢者全体の54.5%を占め、令和7年中には団塊の世代が75歳を迎えることから、さらに後期高齢者人口の増加が見込まれております。このような状況において、今後介護サービスの需要は増加し、介護を担う人材が不足することが懸念されており、人材の確保、育成が大きな課題となっております。

そのため、議員ご質問の本市の対応でございますが、今年度の取組として、まず介護人材の育成につきましては、市内の医療や介護分野の多職種職員を対象とした急変時の対応等に関する研修会や外部講師招聘による成年後見制度等に関する講座の開催に加え、介護支援専門員連絡会による介護報酬の説明や事例検討会などを通じ、各事業所の支援員との連携を密にし、資質の向上に努めております。さらに、介護予防サポーターなどの養成講座を開催し、地域で介護予防の普及啓発活動ができるサポーターを養成するとともに、ヘルパー不足の解消に向け、生活支援員の養成講座を修了した方をシルバー人材センターに登録する取組を行っております。加えて、県委託事業の介護助手の募集案内のチラシを窓口を設置するなど介護人材の育成、確保に努めております。

今後におきましても、国、県と連携しながら潜在的人員の活用や介護人材の育成、確保に努め、高齢者福祉の充実強化に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 部長より答弁があり、高齢化率が39.1%と全国平均より高い水準で推移している。団塊の世代が75歳を迎え、さらに後期高齢者人口の増加が見込まれており、今後介護サービスの需要は増加し、介護を担う人材不足を懸念している。人材の確保、育成が大きな課題となっている。本市の今年度の取組は、市内の医療・介護分野の多職種職員を対象に研修会を開催している。介護支援専門員連絡会においては事例検討会、講師を招き、講義を受け、支援員の知識や理解を深めている。ヘルパー不足の解消に向けては、生活支援員の養成講座を修了した方を人材センターに登録する取組や地域で支える介護予防サポーター研修を実施し、人材の育成、確保に努めている。今後も国、県と連携し、介護人材の育成、確保に努め、高齢者福祉の充実強化に取り組んでいくと答弁が

ありました。今後ともよろしく願いして次の質問に移ります。

再々問として、介護軽減にもつながる健康寿命延伸対策について質問します。

健康寿命は男性72歳、女性75歳とされています。そこで、健康寿命対策は社会保険料、国民健康保険料、介護保険料等の減額にもつながると思います。現在、市行政としてソフト、ハードの両面から特定健診の推進、健康体操、サロン活動、グラウンドゴルフ等いろいろな支援を行っていると思いますが、健康寿命延伸の取組を、担当部長の答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 志政クラブ竹内議員の代表質問の2問目、介護についての再々問、健康寿命延伸対策について答弁をさせていただきます。

国におきましては、2019年に健康寿命延伸プランが示され、2040年までに男女ともに健康寿命の3年以上延伸を掲げております。本市におきましても令和3年3月に第2次阿波市健康増進計画を策定し、健康寿命の延伸に向けたきめ細やかな支援を実施しておりますが、高齢者の方々に住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていただくためには要介護状態にならないための予防が大切であり、ご自身が心身の変化に早く気づき、身体の状態に合った対策を取ることができる環境づくりが重要であると考えております。

本市の健康寿命延伸対策の具体的な取組といたしましては、広報あわにより介護認定の背景にある疾患についてその予防の重要性をお知らせするとともに、介護認定がなく、前年度に医療機関や健康診査の受診のない方を対象とした個別訪問により、身体の状態や生活状況を把握し健康診査の受診勧奨を行うなど、一人一人に応じた保健指導を実施し、生活習慣病の重症化予防に努めております。

高齢者の認知症予防といたしましては、地域での介護予防の普及啓発活動を担っていただく方の育成を目標に、介護予防サポーターや認知症サポーターの養成講座を開催し、修了後のサポーターには正しい知識の普及や集まりの場での運動、体操の活動を行っていただいております。また、市内37か所にある小地域交流サロンでは生きがいづくりを目的とした住民主体の活動が行われており、この活動の場において、生活支援コーディネーターなどが巡回し、それぞれの活動を支援するとともに、理学療法士による介護予防体操、作業療法士による脳トレ体操、保健師等による健康相談などの出前講座を実施しております。

今後におきましてもこれらの取組を強化しつつ、若年期や壮年期の生活習慣病の重症化

が健康寿命に大きく影響することから、国、県や関係機関とも連携を強化し、健康寿命の延伸対策に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 部長より答弁をいただき、国において2019年に健康寿命延伸プランが示され、2040年までに男女とも健康寿命の3年延伸を掲げている。本市においても第2次阿波市健康増進計画を策定し、健康寿命の延伸に向けたきめ細やかな支援を実施している。高齢者が要介護状態にならないための予防が大切であり、ご自身が心身の変化に早く気づき、対策を取ることが重要であると考えており、広報あわにより介護認定の判定にある疾患について予防の重要性をお知らせしたり、前年度、健康診査のない方に個別訪問を行い、健康診査の受診勧奨に努めている。また、高齢者の認知症予防では、介護予防サポーターや認知症サポーター講座を開設し、認知症の理解を深める活動を行っている。生きがいづくりを目的とした小地域交流サロンが市内に37か所あり、生活支援コーディネーター、作業療法士、保健師等が巡回している。そのほかにも介護予防事業を支援できるよう、地域包括支援センターの機能強化に努めている。今後においては、高齢者の健康課題だけでなく若年期や壮年期の健康課題解決に取り組むとの答弁がありました。今後とも健康で長寿社会を目指したいと思います。

それでは次に、大きな3問目といたしまして、本市のほ場整備事業について質問します。

阿波市は、耕地面積を約3,500ヘクタール有し、水稻、野菜等の農業生産額が県下上位の農業立市です。しかし、近年農業所得の低迷、農業資材、農業機械の高騰、農業自営者の高齢化——全国平均は68歳——により、今後急激な後継者不足が生じると思います。このことから、1筆当たりの面積を拡大し、農業の効率化を図るほ場整備事業は不可欠だと思います。本市においても昭和50年前後に土成町法輪寺地区、阿波町市場町にまたがる清原地区、阿波町久千田地区で実施しているが、ほとんどの農地が小面積の未整備農地のままです。今後、後継者不足による農業従事者、農家数の減少により、遊休地、耕作放棄地の増加が見込まれます。ほ場整備を推進し、作業効率のよい農地を目指し、農業立市阿波市を発展させるためにはほ場整備は不可欠だと思います。

そこで、現在進められている土成町のほ場整備事業の推進状況、また新たな事業の計画はあるのか、担当部長の答弁を願います。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 志政クラブ竹内議員の代表質問の3問目、ほ場整備について2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の現在行われている土成町日吉地区のほ場整備事業の進捗状況はどうなっているかについてでございますが、議員お話しのとおり、現在、土成町日吉地区では、約32ヘクタールの農地について地元の皆様と十分な話し合いを進めながら、本市のモデル地域として、農地の区画整理や担い手への集積を促進する農地中間管理機構関連・農地整備事業に取り組んでいるところでございます。具体的には、令和4年度に地区内の現地踏査や動植物の生息、生育環境調査などを終え、令和5年度には本事業の採択要件である農地中間管理機構への農地の貸付けが完了したことから昨年12月に事業計画が確定したところでございます。現在では地区内をエリア分けし、測量調査をはじめ換地計画の策定を進めるなど、整備工事に伴う事前準備を行っており、早いエリアでは令和8年の秋頃から工事に着手できる予定となっております。

次に、2点目の新たなほ場整備事業の計画はあるのかについてでございます。

本市では、これまでほ場整備事業の目的やメリットなどについて周知を図るとともに、要望のあった土地改良区などにおいては地元説明会を開催するなど事業推進に努めてきたところではございますが、現在のところ、土成町日吉地区以外での新たな計画はございません。しかしながら、ほ場整備事業は、先ほど申し上げましたとおり、農地の区画整理を行うことで担い手への集積、集約化を加速させ、豊かで競争力のある阿波市農業の実現、また次世代に大切な農地を引き継ぐためにも大変有効な事業であると認識しております。このことから、本市といたしましては、徳島県や農地中間管理機構など関係機関と連携を強化しながらほ場整備事業の重要性や仕組みなどについて改めて周知徹底を図るなど、引き続き事業推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 森部長より答弁をいただき、土成町日吉地区での整備事業は、32ヘクタール、県が主体となり農地中間管理機構関連・農地整備事業に取り組んでいる。令和4年度より始まり、令和6年4月1日事業の採択通知があり、計画が確定し、進めている。現在は順に測量、事前換地の準備を行っており、早いエリアでは令和8年秋頃から工事着工の予定となっている。今後におきましても日吉地区ほ場整備組合と連携しながら

事業を推進していきたいと答弁をいただきました。

次の質問の新たなほ場整備事業の計画はあるのかについては、事業を進めるには地元の農家や土地改良区の理解、協力が不可欠であり、現在、土成町日吉地区以外では計画はない。今後においては、農業立市阿波市を守るため、ほ場整備事業の要望や相談があれば関係者と連携し、しっかりと応えられるよう取り組んでいくと答弁をいただきました。今後、他の地域でのほ場整備事業の推進をお願いして、今回の私の代表質問を全て終わります。

○議長（笠井安之君） これで志政クラブ竹内政幸君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、はばたき藤本功男君の代表質問を許可いたします。

はばたき藤本功男君。

○10番（藤本功男君） おはようございます。

議席番号10番藤本功男です。今日のはばたきを代表して質問をさせていただきます。

さて、今回私の質問は行財政改革について、基金の運用について、新ごみ処理施設について、以上3点でございます。

少子化が止まりません。昨年、2024年に生まれた子どもの数は72万988人で、統計を取り始めた1899年以降最少です。政府の想定より15年速いペースです。ちなみに、阿波市の令和5年度の出生数は117人でした。自然減は約90万人でこれはまた過去最大ということで、今後ほとんどの自治体で人口減が進み、働き手が足りなくなり、行政機能も縮小し、住民へのサービスが維持できなくなるおそれがあります。

そこで質問です。

止まらぬ人口減少に対してどのような行財政改革を進めていくのかお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき藤本議員の代表質問の1問目、行財政改革についての1点目、止まらぬ人口減少に対しどのような行財政改革を進めていくのかについて答弁させていただきます。

本市の人口は、昭和60年は合併していませんでしたので、当時の4町の集計ということで約4万4,000人、これをピークに減少を続けており、令和2年の国勢調査においては3万4,713人となっております。令和5年12月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も減少傾向が続き、令和32年には1万9,117人にまで減少すると推測されております。藤本議員も言われましたように、想定を上回る人口減少というのが日本全国中で進んでおります。

若干参考な答弁をさせていただきますと、昨年 of いろんな統計では、47都道府県で人口が減少しなかったのは東京都だけということで、ほかの46道府県は全て減少しております。そういった中で、人口の数を言いますと、徳島県におきましては全国で4番目に少ない人口ということと、全国の人口については15年連続ということで減少しております。そして、徳島県に当たりましては約100年連続というようなことになっておりまして、今では69万を切り込んで68万台という人口でございます。こういった中で、東京都におきましても、藤本議員もおっしゃられましたように、人口は1,000万人を超えるものの高齢化率というのが非常に高くございまして、出生率というのは東京が突出しているというわけではございません。

こういった中で、阿波市におきましても、行財政改革という質問でございますが、人口が減るっていうだけでなしに、行財政改革というのは4町の合併前から言われておりましたことで、これの理由につきましては、昭和25年、今から75年前になるんですけど、普通交付税制度というのが戦後に生まれました。これは、北海道に住んでいても、沖縄に住んでいても、島根県に住んでいても、最低限の生活を保障するという国の財源保障機能でございます。こういった中で、自主財源の脆弱な団体も、割と多い団体も、住んでいる町民、市民、村民の方に一定のサービスを保障してくれると。その裏づけになるのが、総務省のほうで地方財政計画というのを毎年つくりまして、阿波市にとりましても一般財源の総額を公平な計算式において試算いたしまして、8月の国の予算の概算要求の後に地方財政計画というのを国のほうに提出いたします。大体秋から年末にかけて閣議決定されて、こういったことで、最近でも一般財源の総額ってというのは前年に比べて確保されているというのが現状でございます。

こういったことで、言い方は悪いんですけど、阿波市の場合も税収の倍、普通交付税をいただいておって、財政力指数が0.3ということでございまして、一番徳島県でも西の市におかれましては、努力をしても0.2という、こういった状況でございまして。例え

ば、一例を挙げますと、県庁所在地において財政力指数が0.8というようなものを持っておりましても、収入が支出を上回った場合には、財政力指数が高いからといってその財政が健全であることということにはなりません。

こういったことでお答えさせていただきますと、まず先ほど申しましたのに続いて、働き手である15歳から64歳の生産年齢人口の割合が令和32年には40.4%まで減少する一方、65歳以上の高齢者人口割合は今後も徐々に上昇し、令和32年には52.3%に達すると推測されております。5割を超える方ということでございます。これらの将来人口推計を踏まえると、総人口の減少、特に生産年齢人口の減少に伴い市税の減収が見込まれるとともに、高齢化の進行による社会保障関係費の増加が予想されます。加えて、人件費や物価の上昇、老朽化した施設の整備、再編、広域で取り組む、先ほども答弁いたしました、新ごみ処理施設の整備への対応など、本市を取り巻く財政状況は非常に厳しくなってくるのが想定されます。

このような厳しい財政状況を克服し、持続可能な行財政運営を推進するために現在策定作業を進めております行財政改革推進プラン2025が令和7年の来月、4月1日よりスタートいたします。行財政改革推進プラン2025では、目標及び目標達成のための取組の施策の柱である3つの基本方針を定めております。基本方針の1点目は、効果的かつ効率的な行財政運営で、公共施設の適正配置を追求しつつ行政評価を通じた事務事業の抜本的な見直しを進め、書かない窓口やペーパーレス会議システムなどDXの推進と併せて業務の効率化と利便性の向上を図ってまいります。次に、基本方針の2点目は、市役所の変革で、限られた人員で高度化、複雑化する行政課題に対応していくために研修会などを通じた職員の意識改革など人材育成に取り組むとともに、市民の期待に即応できる組織環境づくりを進めてまいります。最後に、基本方針の3点目は、持続可能な行財政運営で、将来見込まれる財政負担を適切に分析し、緊急的な財政需要に備え、基金の確保に努めるとともに、市税やふるさと納税など多様な財源の積極的な確保を図り、持続可能な財政基盤の確立を目指してまいります。

この推進プランに基づき、令和7年4月から始動する第3次阿波市総合計画・総合戦略に掲げる本市の将来像、「みんなでつくる 未来に誇れる やすらぎのまち 阿波市」の実現に向けた施策、事業の積極的な展開をバックアップしてまいりたいと考えております。それには各種団体、民間企業を含め、市民の皆様のご意見を十分に伺いながら行財政改革をしっかりと進めてまいりますので、藤本議員をはじめ議員各位におかれましてもご

理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 行政の役割は、言うまでもなく、最少の経費で最大の効果を生み出す、つまり住民へのサービスの質を向上させつつ徹底して無駄をなくし、効率的な運営をしていくことだと思います。今、答弁でもありましたが、阿波市は、デジタル化の推進によって窓口業務を見直し、システムの標準化、共通化によって業務の効率化を図っています。これによって市民の利便性を高め、働き方改革を進めています。今後、さらなるサービスの質の改善と適正な職員配置、定数管理、これを進めていくということが厳しく問われていると思っております。

それから、2点目にあった人材育成、これは非常に重要なポイントであろうと思います。有能な職員を育てて、市民の期待に即応できる組織、環境づくりが求められると。人への投資なくして行革はありません。また、多く抱える公共施設、インフラの適正配置、適正管理もこれもまた大きな課題であります。人口の話がありましたが、かつて4万4,000人いたということで、今後20年間で人口は半減します。この半減に見合った効率的な行政、公共施設の運用、これも強く強く求められることではないかなと。それから、少子・高齢化は市民の皆さんへのサービスの質の転換もまた求めざるを得ない。より手厚くするところがある一方、必要性の薄い点については減らしていく、取捨選択というのが当然求められます。さらに、今後市民の皆さんの自主協働によって市民生活の活動の幅をさらに広げていただいて、自助、共助の力をつけていただくということも非常に大事なポイントではないかと考えております。

さて、行財政改革は財源の話抜きには前へ進みません。そこで、再問として、今後予想される税収減に対してどのように自主財源を確保していくのかお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき藤本議員の代表質問の1問目の再問、今後予想される税収減に対してどのように自主財源を確保していくのかについて答弁をさせていただきます。

全国的な課題であります少子・高齢化問題への対応は喫緊の課題であると認識しているところでございます。本市におきましても少子・高齢化による税収の減少が見込まれることから、自主財源の確保は最も優先すべき取組の一つであると考えております。令和7年

度の今議会に提案しております当初予算案では、自主財源の確保に向けて納税コールセンターを設置し、徴収体制の強化を図るとともに、企業誘致や未利用財産の売却、貸付け、加えて魅力的な返礼品の拡充などふるさと納税の取組を強化していくこととしております。また、事務事業の見直しや公共施設の適正配置、議員もおっしゃりましたDXの推進にしっかりと取り組むとともに、全職員を対象とした政策立案研修会などによる人材の育成を着実に進め、行財政運営の効率化を図ることにより歳出を抑制し、新たな財源を生み出してまいります。今後につきましても歳入、歳出の両面からしっかりと財源を確保し、10年後、20年後先の将来を見据え、次の世代に負担を残さず、健全で持続可能な財政運営を引き継げるよう行財政改革を着実に進めてまいります。

しかしながら、現在行われております国会によりまして、与党少数ということであるいろいろな、国会では議論が交わされております。なぜそういうことを申しますかといいますと、市町というのは国頼りというところがございまして、いろいろな、国の制度改革によって、例えば議員のおっしゃる税であれば、税制調査会っていうのがございまして、これが国の通年予算に反映するといったことで、税制改正等につきましてはうちの及ばないところがございまして。こういった中で、先ほど申しました地方財政計画の中で、前年度に変わらぬような一般財源が国の制度の組合せによって確保されることを願っておりますが、今後いろいろな国の方向性によって、県ないし市町村におきましても想定できないようなところがございまして、行財政改革はしっかりと進めていくものではございまして、これからはいろいろな変革も、私見も入りますが、考えられますので、いろいろな変化の時代ということで、こういったことも含め市民サービスを、議員もおっしゃったように、落とさないような予算編成並びに行革を、それらを総合的に踏まえて実行していきたいように考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 入るを量りていずるを制すという言葉があります。収入を正確に計算してからそれに応じた支出の計画を立てるといことのようなのです。人口が減り、税収も減る、国の財政支援措置も終了する、こういう状況の中でいかにして自主財源を増やしていくか、まさにこれは喫緊の課題であります。

来年度の当初予算約200億円に占める自主財源は35%です。人件費の上昇や物価高騰に加え、中央広域のごみ処理施設への負担金の増加、これが46.5%増の約10億

円、これら財源不足を補うために財政調整基金から11億円が取り崩されると、厳しい内容です。先ほどの答弁で税収体制の強化、企業誘致や未利用財産の売却、貸付け、さらにふるさと納税の取組の強化に触れられました。ふるさと納税も今のところ順調に増えてきているということで、これも一つの成果だと。さらに、企業誘致でいいますと、24時間営業の大型スーパーが今後2店、阿波市に入ってくると。多分、小売の競争は激しくなっていることばかりではないと思いますが、雇用の面や固定資産税の面やプラスになる方向に動くことをまた願っております。今後、自主財源については、我々議員とも大いに論議をして活路を見いだしていくことが必要かと思っております。

次に移ります。

基金の話です。基金っていうのは簡単に言いますと、自治体の貯金に当たるものと理解しております。貯金だから増やせばいいのかということとそうでもなくて、適正な基金の額、またその運用が問われると。最近、阿南市のことがいろいろと話題に上がっています。それは、ため込んだ基金を債券の購入に充て、運用益を稼いだ。しかし、運用に充てた金額が過剰で、さらに償還期間が長く、含み損が出ている。それによって財政が圧迫され、今後現金不足によって予算編成に影響が及ぶ可能性があるということでもあります。阿波市も同じように基金をためておるし、運用もしております。

そこで質問です。

基金の現状はどうなっているのかについてお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 清田会計管理者。

○会計管理者（清田美恵子さん） はばたき藤本議員の代表質問の2問目、基金の運用についての1点目、基金の現状はどうなっているのかとのお質問に答弁させていただきます。

地方自治法において、基金は、条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないと定められております。この規定に基づき、本市は基金条例を制定し、公金管理方針を策定し、基金を含む公金の運用に関し必要な事項を定め、安全性、流動性、収益性を考慮した公金の管理運用を行っております。

次に、本市が保有する一般会計の基金の種類並びに令和7年1月末時点の保有額についてご説明を申し上げます。年度間の財源の不均衡を調整するために設ける財政調整基金、保有額31億2,641万7,411円、市債の償還を円滑に実施するために設ける減債基金、保有額28億485万8,689円、条例で定める特定の目的のために設ける特定

目的基金12種類、保有額89億1,583万9,215円の計14種類、保有額の合計は148億4,711万5,315円でございます。

特定目的基金の主なものとしては、小・中学校、体育施設等の教育施設の整備充実のための教育施設整備基金、公共施設等の計画的な保全及び更新等を円滑に実施するための公共施設等総合管理基金、地域振興及び市民の連帯の強化による一体的なまちづくりの推進に資するためのまちづくり振興基金などがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） ただいまの答弁でもあったように、阿波市には基金の種類が14ある。合計すると約148億円ということであります。その中でも財政調整基金と減債基金は財源不足の穴埋めや災害対策、喫緊の公共工事、将来的な借金返済等のために蓄えられたもので、弾力的な運用ができるということです。ですから、先ほども触れましたが、来年度の財源不足を補うために財政調整基金から11億円を取り崩すということになります。このほかに12の基金があって、これらは特定の目的のために設けられてると。ですので、特定目的基金であるということも分かりました。

そこで、再問として、預金や債券運用の実績、これがどうなってるのかお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 清田会計管理者。

○会計管理者（清田美恵子さん） はばたき藤本議員の代表質問の2問目、基金の運用についての再問、預金や債券運用などの実績はどうなっているのかとのお質問に答弁をさせていただきます。

基金は、その原資のほとんどが税金であることを踏まえるとともに、先ほど申し上げました地方自治法の規定に基づき、預金と債券で運用を行っております。特に債券は、利回りにより預金より多くの収入を得ることができますが、元本が保証される満期まで保有することが条件となり、リスクも抱えておりますので、その運用に関しましては、毎年副市長を委員長とする阿波市公金管理委員会を開催し、基本的な方針を定めた上で慎重に運用方法を決定しております。また、預金につきましては、市内の金融機関より利息の見積りを取り、ペイオフ対策にも考慮しながら預入先を決定しております。なお、債券を含む基金の運用状況は、毎月実施される例月現金出納検査において監査委員によるチェックを受けております。今後におきましても、それらの運用につきましては、より安全性、効率性の両面から厳格に運用を継続していきたいと考えております。

現在、本市が保有しております基金現在高は、1問目でご説明いたしましたが、令和7年1月末時点の一般会計ベースで148億4,711万5,315円でございます。運用方法の内訳としましては、基金現在高のうち、預金での運用が、保有額は122億4,711万5,315円、保有率は基金全体の約82.5%、先ほどご説明いたしました債券での運用は、一般的に基金総額の20%から25%の保有率が適当とされており、保有額は26億円、保有率は基金全体の約17.5%であり、財政調整基金、減債基金、まちづくり振興基金で運用しております。基金の運用については、公金が市民から負託された貴重な財産であることを念頭に、安全性の確保を最優先とし、基本的に預金については1年以内の定期預金、債券については安全な地方債などを購入することとし、今後も適正な基金の運用に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 約148億円の基金のうちで82.5%に当たる122億円は1年以内の定期預金にしていると。一方、17.5%に当たる26億円は債券、主に地方債を購入して運用しているということでありました。（パネルを示す）

小さいグラフなんですけども、私が今手元に挙げているグラフは阿波市、吉野川市、美馬市、阿南市の4市における基金額、債券の保有額、そして運用益、これを比較しております。基金の額は、繰り返しになりますが、阿波市は148億円、吉野川市は104億円、美馬市は68億円、阿南市は150億円で、そのうちいわゆる債券にかけてるお金、運用率なんですけども、阿波市は26億円で17.5%、吉野川市は37億円で35.5%、美馬市は20億円で29.4%、冒頭でお話をした阿南市は91億円で60.9%を運用していると。自主財源に関係するんですけども、それらから得られたもうけ、収入ですけども、阿波市は1年間で約1,400万円、隣の吉野川市は2,600万円、美馬市は1,200万円、阿南市は6,600万円となっております。県内17市町村で見ますと、阿波市の債券保有額は4番目、債券比率はちょうど17.5というので中間あたりということになっております。先ほど答弁でもございましたが、この債券を阿波市は財政調整基金と減債基金そしてまちづくり振興基金で運用しているということでありました。

そこで、再々問として、今後の基金の運用についてどのように考えているのか、安丸副市長にお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） はばたき藤本議員の代表質問の再々問、今後の基金運用についてどのように考えているかのご質問にお答えをさせていただきます。

自治体の管理する公金は大きく分けて歳計現金と基金の積立金であります。基金の積立金に関する法規制につきましては先ほど清田会計管理者から答弁をさせていただきましたとおり、地方自治法並びに地方財政法によって定められており、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債権の買入れ等により確実かつ効率的に運用しなければならない、このように規定されております。今後におきましても、これらに定められた規定に従い、安全な定期預金並びに債券を購入し運用してまいりたいと、このように考えております。

先ほどの会計管理者の答弁の中でも申し上げました、本市公金管理方針に規定する安全性、流動性及び収益性について改めてご説明をさせていただきますと、まず1点目の安全性につきましては、基金は、市民から負託された貴重な財産である公金を用いて運用いたしますので、元本保全が確実であることが最優先であります。そのため、預金は原則、債権債務が相殺される範囲内で主に1年以内の定期預金で運用しております。また、債券の運用につきましては、満期まで固定できる資金を、ほかの地方公共団体が発行する地方債など安全性が高い債券を購入、保有することにより元本保全に努めております。2点目の流動性は、流動性の配慮でございます。支払いに必要な資金を常に確保し、資金の運用を行っております。そして、3点目の収益性は、収益性の向上であります。先ほど申し上げました安全性の確保、流動性の配慮を確保した上で、可能な限り有利な基金運用に努めております。このことにつきましては、毎年開催をしております阿波市公金管理委員会、各委員の意見、考え方を出示してもらい、安定的な基金運用について基本的な方針を定めた上で決定しておりますが、景気が回復基調の中、今後の動向をしっかりと確認しながら連動する債券金利等を考慮し、その運用額につきましても十分検討してまいりたいと、このように考えております。今後におきましては、公金管理委員会において中期財政見直しを見据え、計画的な財政運営、財政の健全性を保ち、持続可能な財政基盤の確立を目指すよう協議を重ねながら可能な限り収益性の向上に努め、自主財源の確保につなげてまいりたいと、このように考えております。

先ほど議員のほうからほかの各自治体の運用益等々お話がございました。でも、会計管理者のほうからお答えをさせていただきましたように、一般的に全体の20から25%というのが目安であるとされております。私どものほうは現在十七、八%というところでご

ございますけれども、先ほどご紹介した自治体の中にはそれをはるかにオーバーしている自治体もございます。もちろん、その年その年によって財政状況は変化もしてまいりますし、その事業の状況であるとかそういったものについても金額が上下していくというふうなことも十分考えられますが、基本的にはただいまご答弁をさせていただきました、この基準に基づいて今後運用してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。よろしく願いをいたします。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 私が今回、なぜこの質問をしたかといいますと、長らく超低金利、今後これが若干低金利に移っていくかもしれませんが、阿波市のようなこういう自主財源の少ない自治体っていうのは、ためた基金を貯金に眠らせていたのでは意味がない。運用してちょっとでも金をもうけるっていうそういう問題意識がありました。実際に国は年金、あれを外国株、日本株、外国債券、日本債券に振り分けて運用益を得ているとか。個人的に言いますと、昨年からNISAが拡充して、一般の人たちも今貯金よりも投資ということでいかにお金をもうけるかというのが、一つのトレンドといったら言葉が正しくはありませんが、そういう傾向にあるということで、今回問題意識としてありました。ただ、今副市長からる説明があったように、公金の運用でありますので安全性、流動性、収益性の観点から法令にのっとり慎重な取扱いをしなければいけないということも分かりました。今後、公金管理委員会において議論を活発化させ、自主財源の確保につなげていくということなので期待をしております。どうぞよろしく願いします。

次に移ります。

さて、先ほどの竹内議員の質問にもありましたが、昨年12月20日の阿波市全員協議会において、新ごみ処理施設の最終工程である固形燃料化をやめるという提案が中央広域環境施設組合から出されました。私、正直大変な驚きを持ってこの話を聞きました。といいますのも、好気性発酵・燃料化方式というのが正式に決まったのは2019、令和1年12月であります。そこから丸4年、この方式をめぐるまさに様々な議論を議会も地元自治会でも積み重ねてきました。さらに、三豊市の現地視察も重ねてきたということでもあります。当初、ごみを燃料にして売ることができるという提案、最初のごみが売れるんや、そうか、CO<sub>2</sub>の排出にしても石炭に比べて30%も削減できる、これは循環型社会に適した処理方式だということで議会は肯定的に受け止めたんでしたね。私も同じようでありました。しかし、だんだんと議論を深めていきますと、このやり方の一番大きな問題

になったのは、作った固形燃料が本当に安定的に製紙会社やセメント会社に売れるのかということでした。というのは、国が2050年のカーボンニュートラルを目指す中で、いわゆるごみ廃棄物由来の燃料をずっと使い続けることが本当にできるのかというような議論、さらに東長峰で作る固形燃料は実は質の悪いRDFというものでありました。三豊市のエコマスターと親会社のエビスが作っているのは高品質のRPF、これを製紙会社に売っているわけですから、質の悪さということについても随分と私たちは議論をしてきたわけであります。この方式は絶対に破綻する、即刻やめるべきだと強く訴え、大激論した前議員もおいでました。それでも、組合は、売り先のめどはついている、関係する会社とも約束を取り付けていると、固形燃料は安定的に売れますと4年間言い続けてきました。それを昨年12月20日にやめますということでありましたので、これはびっくりです。なぜそういうふうの方針を変えたのか、この検証なくしては地元住民や市民に対しては説明がつかないというふうに思っております。

そこで質問をいたします。

固形燃料化をやめた理由、それを決めた手順や意思決定についてお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき藤本議員の代表質問の3問目、新ごみ処理施設についての1点目、固形燃料化をやめた理由、それを決めた手順や意思決定について答弁をさせていただきます。

結論から申しますと、先般の中央広域環境施設組合議会でも、2月4日でしたか、承認をいただきましたが、好気性発酵乾燥処理方式プラスマテリアル、ケミカルリサイクルが、これまで提案させていただいた固形燃料化の廃棄物リサイクルよりも、理由として3点申し上げますが、環境省の循環型社会形成交付金の交付要件とか方向性にも準拠していると、2点目は、市民の皆さんへのご負担が少ない上に、施設整備に必要となる費用面でも有利であるという多くの利点を有しているためでございます。

こういったことで、議員皆さんもご承知のように、これまで中央広域環境施設組合は環境省が進める循環型社会形成推進に沿って好気性発酵乾燥処理方式プラス固形燃料化を推進してまいりました。この方式は、混合収集をした可燃ごみ、生ごみ、容器包装プラスチック、製品プラスチックをトンネルコンポスト内で微生物の発酵作用を利用して乾燥処理し、RDFという固形燃料へリサイクルするというものであり、この方式を採用した施設はエネルギー回収型廃棄物処理施設と呼ばれております。この方式の施設整備に向け、中

中央広域環境施設組合、阿波市、上板町、板野町が力を合わせ、鋭意努力を重ねてきたわけですが、施設整備に活用することが必要となる環境省の循環型社会形成推進交付金のやり取りをするうちに、環境分野での技術革新や社会情勢の変化により、そういった要綱とか取扱いは日々変化しております。議員も申されましたように、令和4年4月1日にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律も変わっております。その当時の様々な報道では、それに対応できるいろいろな業者のほうを追いついてこないといったことで、今から3年前の法律改正のときはいろいろな業者のほうに法律にすぐに対応できないということで、昨年、年度替わりから交付金の交渉をする中でこういったものもあるということで、環境省のほうでカーボンニュートラル、それとCO<sub>2</sub>の削減、そういったことで、必ずこうしなさいというのは国のほうでは言いませんので、こういった例の中で、あくまで地方分権でございますので、組合のほうで決定するという中でこういったことが一番適しているということで協議を重ねてきた結果、このような結果に至ったということで、議員の話に例えますと、阿波市が以前までしていた好気性発酵乾燥方式プラスRDFという方向性でそのままやっていたという団体ももちろん交付金の対象になりますし、それはその団体のいろんな歴史とか背景の中で決定することであって、私たち阿波市、板野、上板町の1市2町においては今回変更した方法がベストということで、協議を重ねまして、若干期間が少ないという指摘がございますが、物事にはこういった期限とかいろいろなものがありますので、事後になったり、議会軽視と、絶対にそんなことではないんですけど、報告が遅れたりそういった場合もこれからも出てきますが、必ず早い機会に議員の方にお知らせして二元代表制の趣旨を損なわないようにしていきたいと思っております。

そういったことで、この過程で好気性発酵乾燥方式プラスマテリアル、ケミカルリサイクルを採用すれば、現行の分別の方法を維持しながら施設の追加整備費、運用費を削減もでき、なおかつ繰り返しますが、環境省の交付金の交付要件にも準拠することで、これはまた繰り返すんですけど、前の方法が交付金の対象にならないからということと搬入先がないという理由でなしに、あくまで新しい今の時代に即応したという判断で決定したことでございまして、これも慎重に協議を重ねた上で組合議会にお諮りをし、承認をいただいたところでございますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 市長、法律のことや、それから技術革新にも触れられました。

大きな政策の変更があるというのは当然だと思うし、私は、今回こういう形になったという結果においてはそうなんだろうと理解しております。ですから、賛成をしたわけです。ただ、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律っていうのは、脱炭素という国の大きな方向性の中でかなり以前から国は政策の立案、法律の立てつけをしてきたんです。

私は、2021年、令和3年6月議会、それからその後の7月13日の地元説明会において次のように質問をしているんです。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が来年2022年、令和4年4月に施行されるに当たり、国は市町村にプラスチックの再資源化の責務を課していますが、うちが固形燃料化することと矛盾しませんか、整合性取れるんですかということを議会でも地元説明会でも私は問いました。そのときにはこうお答えがあったんです。国や県の動向を注視して検討しますというものでありました。今も市長のほうから環境省からの指導の話というのはあるありましたが、私に言わせると、ずっと前から予想できたことではなかったのか、コンサルを雇っているわけですから、情報収集は一体どうなっていたのか。そのとおりにはいかんかもしれません。しかし、先ほど言った、重ねてきた議論が本当に生かされているのかというところは若干疑問を拭えません。

今、市長の答弁の中では直接はなかったんですけども、これを決める手続において私は組合でも、市長にもいろいろ聞いたんですけども、まずは町田市長の決定が先にあって、板野、上板への説明や1月22日にあった整備検討委員会に対してもほぼ確認だけではなかったのか。最終、2月4日の組合会議において決定したわけではありますが、重大な変更における手続、意思決定においてはきちっとオープンに説明をされるということが必要かなということを思っております。

次に、再問として、燃料化方式をやめることによって得られる利点についてお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき藤本議員の代表質問の再問、そのことによって得られる利点は何かについて答弁をさせていただきますが、私の説明不足でございますかは分かりませんが、2点補足させていただきます。

1点目は、阿波市が音頭をとって板野町、上板町がついてくるようなことはございません。全部フラットな立場で、阿波市に施設がありますので私が管理者になっておって、板

野町長、上板町長が副管理者という形を取っておりますが、ウィン・ウインの関係で3等分の立場でございまして、私が一つ抜けてこうなさい、ああしなさいと指示を言う。両町の町長でございまして、それはご理解願います。

それと、先ほど説明をしましたように、よくほかの世界の業界でもあるんですけど、令和4年4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の一部改正があったといっても、法律の改正に、全国に幾つもあるいろんな企業とか業界がすぐについてこれない部分もあるんです。なので、藤本議員がおっしゃったように、令和4年4月から法律が施行になりましたと、業者も5月から対応できるってそんなことではないんです。やっとそういった委託業者等々が、再利用できる業者が昨年になって複数出てきたというような状態で、マッチングしたという理解で、何も法律が変わった、繰り返しになるんですけど、業者が明るくなる日から対応できる、新たな手段に対応できるというようなことじゃないことはほかの業界でもいっぱいございます。そういったことで、令和6年に入りましてかなりの業者がそういった法律に対応できるということになって、この方法が成り立ってきたという解釈をしたということでございます。

それでは、答弁させていただきます。

好気性発酵乾燥方式プラスチックケミカル、マテリアルリサイクルにつきまして説明をいたしますと、生ごみや紙やプラスチック使用製品廃棄物などを含む可燃ごみを好気性発酵によって乾燥処理し、プラスチック使用製品廃棄物を含む残渣を選別、圧縮などを新ごみ処理施設内で行い、圧縮されたリサイクル原料を再商品化事業者に委託してケミカル、マテリアルリサイクルにより再資源化を図るもので、最初から最後まで燃焼させないというような方式でございます。

なお、ケミカルリサイクルとは、廃プラスチックなどの廃棄物を化学的に分解するなどしてその物質を化学原料にして新たな製品を作るリサイクル方法で、リサイクルの例を申し上げますと、製鉄所などで還元剤として使用したり、コークス炉ガスに再生なども行われております。

次に、マテリアルリサイクルとは、廃プラスチックなどの廃棄物を新たな製品の原料として再利用するリサイクル方法で、再生製品の例としてはパレットや土木建築資材、工業用品などがございます。

議員のご質問の得られる利点といたしましては、好気性発酵乾燥を行った後のリサイクル原料をリサイクルすることで、国が推進しているプラスチックに係る資源循環の促進等

に関する法律に基づくプラスチックのリサイクルが可能になることや、これまでの分別方法を変更せずプラスチックのリサイクルを行うことから、プラスチックの分別収集に係る費用と二酸化炭素排出量の増加を抑制することができるといった複数の利点がございます。また、これまでの固形燃料を成形する場合と比べ、再商品化費用が発生するものの、電力使用量や施設整備費などが減少する見込みであることから、運営期間20年で試算した場合、施設整備費が、現在でございますが、約4億7,300万円、施設運営費が9,400万円削減できると見込んでおります。これは物価変動によって今後変わってくる場合もございます。加えて、好気性発酵乾燥後に発生する再商品化費用のうち、プラスチック容器包装廃棄物は、指定法人である日本容器包装リサイクル協会が費用を負担いたします。それ以外のプラスチック使用製品廃棄物に要する経費については、後年度に各市町へ特別交付税措置が講じられることも利点の一つであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 利点については大きく分けて3つでしょうかね。もう固形燃料にしなくていいんだということ、その心配は要らない、費用も削減できると、さらに法の趣旨等に照らして脱炭素の方向、これも行けますということではありますが、1番目のメリット、まさに私から言わせると皮肉な形になるんですが、固形燃料を作らなければいいということですので、今後は売り先の心配は要らないということですね。ケミカル、マテリアルリサイクルという言葉が今回出てきたんですけども、これにすると関連する業者が増える。ですので、処理委託先の見通しも立つんだという説明もありました。

費用については、これはまだまだよく分からないところがあります。今、市長のほうからも金額の話が出ましたが、固形燃料に比べ、再商品化費用等が発生するものの施設整備費や電気料金等が減少するため、1年間にしますと約2,800万円が削減できるという話です。ただし、今の説明では何と比較してこれだけの削減ができるのかという根拠となる数字が分かりません。さらに、再商品化費用等の中身、業者の費用負担、交付税措置等の内容がはっきりとは何も分からんわけです。でありますので、今後この数字を明確にしてもらわないとなかなか前へ進めません。

次の3点目の、いわゆる資源循環や脱炭素の方向性です。市長に法律の趣旨を絡めながら説明していただきましたが、失礼ですが私に言わせると、組合が、市が、ごみ行政をどういう方向に持っていくのかという強い理念が伝わってきません。今後、利点については

さらに内部検証をしていただきたいと思います。

それから、最後に市長に伺います。

私は、新ごみ処理施設が動いてから再三再四、情報公開と説明責任について前の市長にも町田市長にも問い続けてきました。ホームページの情報は極めて少なく、市民に対する説明会はおろか、パブリックコメントやアンケートもすることなく、重要な手続の場である整備検討委員会や地元説明会の議事録やまとめの公開はありませんでした。建設地が購入から借地に変わった理由、入札が不調に終わった検証結果、公設民営から公設公営に変化した訳、いまだ実現しない東長峰の現地見学など、私に言わせたら、数え上げたら切りがありません。新ごみ処理施設については、市民が主役どころか完全な脇役になっていませんか。とてつもなく大きな公金が使われている公共事業なのに市長は一体どこを向いているのでしょうか。新ごみ処理施設がブラックボックス化されていていっていると言っても私は過言ではないと思います。2月4日の組合議会で、私は板野町長、上板町長にもこのことを申しましたが、明確な返答はありませんでした。今、私が言ったことに市長もるる反論があると思いますので、この後の再々問の答弁で言ってください。

では、再々問として、進まない情報公開や説明責任において、市長は地元住民や市民に対してどう応えていくのかお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき藤本議員の代表質問の3問目、進まない情報公開や説明責任については、市長は地元住民や市民にどのように応えるのかについて答弁をさせていただきます。

私もこの4月で、来月、市長に就任させていただいてから2年が経過いたします。この間、私なりに最善の手を尽くさせるよう努力してきたつもりでございますが、努力が足りないと言われてしまえばそれまででございますが、この2年間、一時たりともごみ処理のことが頭から離れたことはありません。藤本議員もおっしゃるように、もちろんその過程で情報の提供や公開をないがしろにしてもよいとは決して思っておりません。市民の皆様、特に地元住民の皆さんが新ごみ処理施設に際し抱かれた不安や疑問を丁寧に解消していくことが行政に何よりも求められることであるということも重々承知しております。

しかしながら、情報には公開できるものも、守秘義務の範囲に該当するものも、様々な種類がございます。原則を言えば、1市2町の皆様全てを訪問して2万6,000世帯にご説明を差し上げるものなのかもしれませんが、先ほども申したように、二元代表制の

中、5万9,000人の人口、2万6,000の世帯の方全てに説明するということははっきり言って無理かと思っております。こういったことで、藤本議員をはじめ、皆様がそれぞれの様々のご意見を持たれていることは存じておりますが、どのような形が最良かは皆様それぞれの観点もございまして、今日の竹内議員の代表質問で申しましたように、何回も申しますが、阿波市、板野町、上板町の5万9,000人、2万6,000世帯のごみ、可燃一般廃棄物を令和10年4月1日に持っていくところがないと、そういった事態を避けたいという一心で鋭意取り組んでおりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 市長、私は以前にも申しましたが、副市長時代に市長が周辺の家を一軒一軒回りながら説明をしている姿とか、苦勞に苦勞を重ねている、特に地権者との交渉については表には出せないことがいっぱいあって、藤本さん、あんたどこまで分かっとなんて言いたいだろうとは思っています。しかし、それはそれとして、私も二元代表制の一翼を担っておるわけですから、いろいろと苦言も呈させていただきます。市長が今おっしゃったように、結果、令和10年4月に新ごみが稼働せんかったら誰が責任を取るんだというところ、本当にそうだと思います。（パネルを示す）

こんな写真を準備しました。これはイメージ図です、あくまでも。今、地元の説明会に組合が回っていますが、そこで使った資料です。ごみ処理施設の完成の予想図ということで、あくまでもイメージ図ということで。こういう資料、市長待っていましたよね、地元も待っていましたし、市民も待っていると思います。これはもちろん組合の許可をいただいて私は今見せております。

先ほど、私は議事録の話をしました。同じような処理方式を進めようとしている小松島市、四国中央市、彦根市など、どこも説明責任を果たそうと公開しています。私たちはそれを読むことによっていろんなことを学んでいくわけでありまして。小松島市は市民アンケートも取りまして、その結果、この方式の認知度が6.6%であったということから、周知の責任、これは大きいという反省をしています。今も話がありましたが、市長は新ごみ処理施設について最初から関わっております。そして、その内容や手続において誰よりも詳細に熟知されております。ですから、先ほど言いましたが、口には出せない苦勞もまたあると思います。

それでも私、失礼とは思いますが、市長は新ごみ処理施設について組織として対

応されてるでしょうか。板野町、上板町とは先ほど連携していますよということでありましたが、若干疑問を感じる時もあります。それから、整備検討委員会、当初の状態から今うまく機能しておりますでしょうか。市長はあらゆることを知っておるがために、次に替わってきた職員は知らない方が多いわけですね。そうすると、熟知している市長がどうしても単独で動いてしまうことが多々あるのではないかと、そういう危惧もしております。

今、世の中で組織としてのガバナンスが随分問われております。兵庫県では公益通報の制度が生かされず、職員からの進言があつたにもかかわらず、第三者委員会に諮らず、知事の強い影響力のもと、職員の処分が内部でされたと百条委員会で今問題視されとります。フジテレビでは、有名タレントによる社員の性被害の事実をつかんだのにコンプライアンス推進室を通すことなしに、社長の判断で1年半もの間隠してきたと言われております。その結果、両者とも今大きな混乱の渦の中にいます。もちろん、うちがそんなことだとは言いませんし、こんな例を持ち出すのは失礼とは思いますが、組織としてのガバナンスが利かなくなると、結局それは県民、市民、株主にツケが回ってくるということだろうと思います。言うまでもなく、新ごみ処理施設は大きな行政課題であります。今後、賃貸借契約を結ばれて地元と環境保全協定書を成立させ、入札、建設、稼働へと進んでいきます。地元住民、市民への説明責任が果たしているのか、組織としての対応がなされているのか、市長、いま一度立ち止まって検証していただきたい。そのことを強く願ひまして、私の代表質問とします。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これではばたき藤本功男君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波みらい三浦三一君の代表質問を許可いたします。

阿波みらい三浦三一君。

○20番（三浦三一君） 議長の許可をいただきましたので、議席番号20番、阿波みらい三浦三一、ただいまから代表質問をさせていただきます。

最初の質問は、初期消火体制についてを通告しておりますので、答弁をお願いいたしま

す。

それでは、住宅火災における被害を軽減するためには初期消火が重要ですが、そんなときに役立つのが家庭用消火器であります。市民の生命、財産を守るため家庭用消火器を設置し、もしもの火災に備える必要があります。

また、今後予想される大規模な地震にも備える必要があり、地震に伴う火災の発生は延焼拡大で住宅焼失が多く、被害者の応急対策を困難なものにすることが予想されます。さらに、地震により道路の通行が遮断されるため、消防署や消防団の消火活動も困難となることが予想され、火事の発生を抑制するためには市民の市民による初期消火活動が重要となります。

そこで、市として家庭用消火器の購入助成をしてはどうか。2、公民館や公会堂、隣保館等の公共施設に緊急貸出し用消火器の設置をしてはどうかをお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 阿波みらい三浦議員の代表質問の1問目、初期消火体制について2点質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の質問、市として家庭用消火器の購入助成をしてはどうかについて答弁させていただきます。

火災による初期対応の3原則として、1点目に大声で知らせる、初期消火に努める、そして3点目が早めに逃げるとなっております。そのうち、2点目の初期消火に努めるにつきましては、住宅火災に多い油火災等に関し、事前に消火器というツールが備わっていないければ速やかな対応が困難になると想定されます。

議員ご質問のとおり、古くより初期消火活動において家庭用消火器は非常に有効であり、過去からの実績として消火器を使用した火災における初期消火成功率は約80%となっていることから、いかに重要な役割を果たしているかがうかがえます。

しかしながら、近年自宅に消火器を備えているご家庭は、オール電化住宅の普及もあり減少傾向にあります。

火災とは、一度発生すると一瞬にして全てを焼失してしまう身近にある恐ろしい災害であり、人が生活を営む上で火災の発生リスクは常に生じる懸念でもあります。

ご自身の大切な家族や近隣住民の方々を守るという自助は、防災においても最も重要な本質であることから、いま一度家庭用消火器の重要性を啓発するとともに、各ご家庭での

設置促進に向け、購入助成について前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目のご質問、公民館や公会堂、隣保館等の公共施設で緊急貸出し用消火器の設置をしてはどうかについて答弁をさせていただきます。

大規模地震発災時においては、道路の通行が遮断することにより、消防署や消防団による消火活動が困難となることも想定されます。火災の発生を抑制するには、地域住民の方々のご協力による初期消火活動が重要となってまいります。

本市では、今年度、全ての小学校区において地域防災力の要となる自主防災組織連合会が設立するに至り、各小学校区において大規模な防災訓練が実施されたところでございます。これにより、今まさに防災・減災へ向けての相互連携が図られたところであり、公助の手を差し伸べることで地域防災力のさらなる向上が期待できると実感している次第でございます。

このようなことから、市としまして、全ての小学校区において連合会が設立されたこの機会を地域防災活性化の好機と捉えております。公共施設への緊急貸出し用消火器の設置は、大規模災害時での地域住民による初期消火手段として極めて有効であることから、今後設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 三浦三一君。

○20番（三浦三一君） 市長、ありがとうございます。

前向きに検討していただくということで、災害はいつ起こるか分かりません。早い機会に検討していただきますようお願いをしておきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

次は、県河川の整備についてを通告していますので、答弁をお願いいたします。

それでは、九頭宇谷川の治水対策について質問いたします。

昨年の元旦に能登半島で発生した令和6年能登半島地震の復旧も十分ない9月に、能登半島では豪雨に見舞われ、住民が再び大きな被害を受けたことは記憶に新しいところであります。

また、同じく昨年の8月29日から31日にかけて、徳島県で台風10号の接近に伴う線状降水帯が発生し、29日には阿波市の東部を含む上板町付近で1時間に約110ミリの雨量を観測し、気象庁から記録的短時間大雨情報が発令されるなど、全国的に大規模な

河川氾濫や土地災害が多く発生しており、甚大な水害が頻繁化しております。

今回の質問をいたします九頭宇谷川は、土成町浦池を源流とし吉野川に流れ込む全長約5キロメートルの徳島県が管理する河川であります。この河川は、ヨシなどの雑草や樹木が生い茂り、川の面を見ることができず、大雨のときには川の流れが支障となり水位が上がり、付近の住民は安心して生活ができない状況にあります。

そのような中で、徳島県においては、河川をきれいに掃除をしていただくとともに県道土成徳島線から下流にかけて、数年かけて護岸の整備を着手していただいております。また、国土交通省においては、令和3年頃に九頭宇谷川の最下流に架かる新伊月橋から吉野川合流部分にかけて左岸側に生い茂る樹木を切り落とし、掃除をしていただき、大変感謝をした次第であります。

しかしながら、現在では、未実施の右岸側に加えて、左岸側においても伐採時期の状況に戻っており、前回同様に伐採などによる治水対策を早期にさせていただく必要があると思います。地域住民の生命、財産を守り、安全で安心できる災害に強いまちづくりを進めるため早期に対応する必要があると思います。現在の治水対策状況について、担当部長の答弁をお聞かせください。

○議長（笠井安之君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 阿波みらい三浦議員の代表質問の2問目、県河川の整備について、九頭宇谷川の治水対策についてのご質問に答弁させていただきます。

議員お話しのとおり、近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響により全国各地で水害が頻発化、激甚化しており、治水対策の重要性が高まってきているところです。

議員ご質問の九頭宇谷川は、土成町浦池字北山を上流端とし、そこから南に流れ吉野川に注ぐ全長約5.2キロメートルの県が管理する一級河川になります。

本河川の整備につきましては、河底が堤内地盤より高い天井川であり、氾濫による甚大な被害が想定されることから、徳島県では県道土成徳島線から以南において平成27年度から河川特殊改良事業に着手していただいております。現在も整備が進められています。

あわせて、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を活用し、河川断面を確保するため、即効性の高い樹木伐採を令和3年度から随時実施していただいております。

加えて、議員お話し吉野川との合流部の竹林木などにつきましては、国が管理する河川区域であることから、河川管理者である国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所

において、令和3年度に九頭宇谷川左岸側の樹木伐採を実施していただいております。

一方、伐採後の時間経過により従前の景観に戻りつつあることから、右岸側を含めた樹木伐採について国に改めてお願いしたところ、樹木が繁茂していることは現地を確認し認識しているが、限られた予算の中で吉野川の維持管理を実施しており、当該箇所の対応に着手できていない状況。今後もあらゆる機会を捉えて、必要な予算確保に向け要求を行っていくと伺っております。

本市といたしましても、九頭宇谷川をはじめとする河川内の樹木伐採は豪雨災害に備えるための治水対策として有効であり、市民の皆様の安全・安心を確保するために不可欠なものとして認識しております。

今後も、気候変動を踏まえた河川整備については、各河川管理者に引き続き要望するとともに、本市としましても適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 三浦三一君。

○20番（三浦三一君） ありがとうございます。

九頭宇谷川の治水対策について、計画的に推進するため、国土交通省並びに徳島県への継続的な働きかけをお願いいたします。

また、要望といたしまして、河川と道路との違いがありますが、吉野側左岸の堤防沿いに走る県道香美吉野線についても、朝夕の通勤時間帯には多くの車両が通るにもかかわらず幅員が狭く車両の対面にも不便を来している状況にあります。これまでに拡幅の要望をいたしていましたが、一部の拡幅が終わった後は事業の進捗が見られません。せっかく正木政策監が県から来られておりますので、ぜひパイプ役になっていただき、この路線の一刻も早い道路整備も一緒にお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで阿波みらい三浦三一君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時17分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番野口加代子さんの一般質問を許可いたします。

3番野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 議席番号3番、花メロディー、野口加代子、ただいまより一般質問をさせていただきます。私にとっては今回8回目の一般質問です。

今回は3問の質問をさせていただきます。

1問目は消費生活センターの運営状況について、2問目は子宮頸がん予防ワクチンについて、3問目は犬猫の飼い主への助成について。

ただいまより質問に入らせていただきます。

消費生活センターの運営状況について。

深刻な社会問題となっている特殊詐欺。毎日、驚く事件の報道がされていますね。多方面からの注意喚起を見聞しているにもかかわらず、いろいろな被害は減るどころかますます多様化し、被害が増加傾向となっています。

特殊詐欺は、被害者が泣き寝入りしやすい犯罪。自分の手から離れた大切なかけがえのない財産が再び手元に戻ってくることはないと考えたほうがいいですよ。あの手この手と巧妙化する特殊詐欺、プロの詐欺集団の存在、そして誰もがターゲットになる可能性。特殊詐欺の被害者は高齢者が多い傾向にありますが、誰にでも起こり得る犯罪であり、年齢や性別は関係ありません。現役世代や企業経営者も被害に遭っています。自分は絶対にだまされないと過信している人も被害に遭いやすいので注意が必要です。

そこで質問です。

一般質問1問目、消費生活センターの運営状況についての1点目、2月末現在での相談件数及び内容及び問題の解決はどのようになっているか。2点目、今後の対応策はについて、森産業経済部長、1点目と2点目を続けて答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 野口議員の一般質問の1問目、消費生活センターの運営状況について幾つかの質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の2月末現在での相談件数、内容及び問題の解決はどのようになっているかについて答弁をさせていただきます。

消費生活センターは、消費者安全法に基づき、消費者の利益の擁護と増進を図り、市民生活の安定と向上に資するため、消費者トラブルの相談窓口として平成29年6月に市役所1階に設置し、現在一般行政職員のほか国家資格を有した消費生活相談員を2名配置しております。

議員ご質問の2月末現在の相談件数といたしましては214件で、毎月20件程度の相談が寄せられております。また、相談内容につきましては、近年ではインターネット通販や解約トラブル、屋根工事や外壁塗装などの訪問販売に関する相談が多く、60歳代以上の方からの相談が全体の半数以上を占めている状況でございます。

次に、問題解決につきましては、まずは相談員が本人から聞き取りを行い、事業者との自主交渉の進め方など、具体的な解決方法について助言や情報提供を行っております。

また、当センターのみで解決が難しい場合には、国の国民生活センターや県の消費者法務専門員などに助言を仰ぎ対応しており、還付金詐欺など特殊詐欺が疑われる場合には、阿波吉野川警察署と速やかに連携し、音声告知放送等により市民への周知喚起を図っております。

次に、2点目の今後の対応策はについてでございますが、近年、高齢者を狙った悪徳商法や特殊詐欺の手口の巧妙化に加え、成年年齢の引下げに伴う若者の消費者トラブルの増加が懸念されていることから、当センターでは、市民の皆様の安全・安心を守るため、消費者被害の未然防止に積極的に取り組んでいるところでございます。

具体的には、高齢者サロンなどで開催する相談員による出前講座をはじめ、国、県の補助金を活用しながらパンフレットや啓発物品を毎年作成し、中学校が授業で行う消費者教育での活用や消費者協会との協働による被害防止キャンペーン、さらには広報紙やホームページにより周知啓発活動を行っております。

昨今、社会環境が急速に変化する中で、今後におきましても市民の皆様が安全で安心して市民生活を送っていただけるよう、常に相談員のスキルアップを図るとともに積極的な周知啓発に努め、消費者被害の防止に取り組んでまいります。

消費者問題の解決には一日も早い対応が有効でございますので、困ったときにはできる限り早く消費生活センターへご相談をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 森産業経済部長より答弁をいただきました。

消費生活センターへの2月末現在の相談件数は214件、毎月20件程度の相談が来ているのですね。市役所来訪では相談が4割、市役所に直接来てくれる方が4割、電話での相談が6割とのこと。本日は3月6日です。あと3月も25日あります。今月も20件程度の相談があったと仮定すると、今期は合計250件近くの相談数となりますね。

3月といえば、4月からの新しい生活をスタートする方がたくさんいます。必要なものを準備するに当たって買物や契約事が増えますね。費用対効果のよいものが手に入り、また生活に必要な質のよい契約が結べられたらいいですね。

近年、インターネット通販や解約トラブル、屋根工事や外装塗装などの訪問販売に関する相談が多いのですね。私は、消費生活センターに過去2回ほど相談に乗ってもらったことがあります。記憶は一部曖昧となっていますが、相談できる場所があるということはとても心強かったです。そのとき対応していただいた方には感謝です。

相談の1回目は、多分7年前以前だったと思います。一人暮らしをしていた母が、契約してしまった案件について相談、助言をしていただきました。私の経験談を少し話したいと思います。

ある日、インターネットを必要としていない母の自宅に、インターネットができるように工事がされました。工事会社の方は、依頼を受けたので工事に来ているということでした。工事代金は後日、契約会社から請求されてくるということでした。工事代金は10万円前後だったと思います。私は、工事依頼主へ契約がなぜ成立したのかを確認電話しました。県外の会社の方と契約を母は結んでいました。

結論からいうと、母にとっての不要なインターネット回線契約の成立は、母の言葉遣い、方言、阿波弁の「かんまんよ」が原因でした。会社と母との契約は固定電話からです。母は一人暮らし、インターネットはしない、今後也不需要ない、だからそのような工事は必要ありません。なのに、なぜそのような契約の締結を母としたのですかと私はインターネット回線契約を母と結んだ担当者と話をしました。お母さんからは、契約の承諾を得ています。あなたとあなたのお母さんと僕とのやり取りは録音してあり残っています。私は、その録音を聞かせてくださいと何度もお願いしましたが、録音音声の提示はありませんでした。電話口の横で、そのやり取りを聞いている母に確認を取りました。母ちゃんはな、そんなのはかんまんって言うたんじゃ。え、かんまんって言うたん。阿波弁で、かんまん、かんまんって私も使いますが、言いませんか。母にとっては、そんなのかんまんよ、せんでもかんまんよと断ったつもりだったようです。けれども、県外の人にとったらかんまんよは、してもいいという都合のいい判断をして、本人より承諾が取れ、契約成立となったようです。セールスのプロを相手に、押し問答が続いた記憶があります。

僅かな国民年金と貯金の切り崩しで生活していた母。母の言葉、方言のせい、かんまんよという方言を使ってしまったこちら側の落ち度。支払うしか仕方がないのかなと諦めの

胸中となりました。またまた人生経験の勉強に支払わなくちゃいけない無駄な出費の発生かなと思いました。母との音声録音を聞かせてください。そうすればお金は払いますと言ったような記憶があります。諦め半分に私は最後にぽつりと質問しました。電話を切る前に言いました。あのね、もし、あなたが私の立場でね、あなたのお母さんがこのようなことになってしまったらどうしますか。その後、電話がありました。僕にも田舎で一人暮らしをしている母がいます。あなたが僕に言った、あなたが私の立場で、あなたのお母さんがこのようなことになってしまったらどうしますかという言葉は、僕にとって、今回は特別に配慮させていただきます。契約が取りたい焦りや、僕にも落ち度がありました。電話回線は元に戻します。今回の電話での契約工事での料金は発生しませんと。

後日、電話回線は元に戻していただきました。特別な配慮がありがたかったです。何でも断るのには方言でなく、はっきりと断らなくてはいけないという教訓を得ました。

その後も、母は懲りずにテレビやカタログや固定電話を介して買物をしていました。きれいになれるという化粧品の定期便、膝の痛みがよくなるというサプリメントの数種類、おいしいという食品類、暖かいという寝具類、おいしく調理できるという調理器具類など。誰でも、私たちもそうですけど、生きてると欲しいものは次々と湧いてくるものですね。

認知症は患っていなかった母でしたが、母からのキャンセル依頼で、認知症を理由にして定期的に配達されてくる商品をストップさせた経験を幾度も経験しました。商品メーカーによっては、なかなか定期便の解約ができなかったりする案件が多々あると思います。きっと、そのような案件で相談が来ていると思います。市民が類似案件に引っかからないように消費者被害の防止にこれからもよろしくお願いします。

この質問をするに当たり、私は阿波市役所の1階の西の奥のほうにある消費生活センターを訪ねました。国家資格を有する消費生活相談員の2名の方と初めて話をする機会を得ました。消費生活センターに関わっている方々は、優しいオーラをまとった方々です。何か問題が発生したときは相談に乗っていただけます。人間にとって安心感はとても大切です。困ったときは、秘密を守っていただける中で相談できたり、アドバイスをいただけることはありがたいですね。今の時代は、いい意味で個人情報の保護が徹底しています。消費者問題の解決にも、一日も早い対応が問題の解決となり得ます。安心して、こんなことを相談してもいいのかな、教えてもらえるのかな、そんな思いがあるのなら、どうぞご利用してみてください。対面でない電話相談はしやすいですね。消費生活センターの電話番

号は0883-30-2222です。2が4つです。今後も引き続きよろしくお願ひします。1問目の消費生活センターの運営状況に関する質問を終了します。

次の質問に移ります。

子宮頸がん予防ワクチンについて。

子宮頸がんとは、子宮の入り口付近にできるがんで、日本では毎年約1万人が発症し、約2,800人が亡くなっています。

子宮頸がんのほとんどはHPVというヒトパピローマウイルスの感染が原因で、20から30歳代の女性では第一のがんです。ヒトパピローマウイルスは性交渉によって感染し、性交経験のある女性の50から80%が生涯で一度は感染するとされています。

子宮頸がんワクチンは、ヒトパピローマウイルスの感染を予防することで子宮頸がんの発症リスクを大幅に下げることが期待されています。キャッチアップ接種は、積極的な勧奨の中止により接種機会を逃した人に対して公費で受けられる追加接種のことで。

そこで質問です。

一般質問2問目、子宮頸がん予防ワクチンについての1点目、キャッチアップ接種状況と今後の対応策はについて、稲井健康福祉部長、答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 野口議員の一般質問の2問目、子宮頸がん予防ワクチンについて、キャッチアップ接種状況と今後の対応はについて答弁をさせていただきます。

子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種は、積極的勧奨の差し控えにより接種の機会を逃した方等に対して公費による接種の機会を提供するもので、令和4年4月1日から実施されております。

議員ご質問のキャッチアップ接種の接種状況につきましては、令和4年度の接種率は18.8%、令和5年度は16%、令和6年度は令和7年1月末現在で27.9%となっております。

キャッチアップ接種の接種期間は令和7年3月31日までとなっておりますが、昨年夏以降の需要の大幅な増加に加え、ワクチンが不足し一部の接種希望者が接種期間内に計3回の接種を完了できなかった状況等々を踏まえ、経過措置として公費による無料接種が令和8年3月31日まで延長されることとなりました。

経過措置の対象者は、今年度キャッチアップ接種の対象である平成9年から19年度生まれの女性及び定期接種が今年度で終了する平成20年度生まれの女性のうち今年の3月

31日までに1回以上接種した方となっております。

本市の対応でございますが、経過措置の周知につきましては、既に阿波市ホームページ、公式LINEで行っており、キャッチアップ接種の経過措置の対象となる方には個別通知を予定しております。

今後におきましても、引き続き子宮頸がん予防ワクチン接種への理解を深めていただくために、ワクチンの有効性や安全性などについて情報発信を行い、周知に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(19番 原田定信君 入場 午後1時50分)

○議長（笠井安之君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 稲井健康福祉部長より答弁をいただきました。

答弁の一部を繰り返します。大切なところを繰り返します。

阿波市におけるキャッチアップ接種の接種状況は、令和4年度の接種率は18.8%、令和5年度は16%、令和6年度は令和7年1月末現在の27.9%となっているのですね。接種率は上がってきていますね。来年の令和8年3月31日までの延長は朗報です。

対象者は、平成9年から19年度生まれの女性、18歳から28歳の年齢の方が対象ですね。定期接種が今年度で終了する平成20年度生まれの17歳の女性のうち今年3月31日までに1回以上接種した方も対象となるのですね。対象となる方は、ぜひこの機会に定期接種を受けてほしいものです。

また、病気の早期発見ができるように定期検診も受けてほしいです。子宮頸がんは20歳から30歳代で増加傾向になっています。初期には自覚症状がほとんどなく、早期発見するためには健診を受けることが必要です。

私自身は、子宮頸がん検診を3年前に受けてから婦人科検診を受けていません。その検診のときにヒトパピローマウイルスの検査も追加でもらいました。結果はマイナスで、安堵した自分がいました。今回、この質問をしたことによって婦人科検診の予約を取りました。物事にはよいタイミングというものがありますね。今回、私はよいタイミングを逃してしまいました。令和7年2月末日までに子宮頸がん検診を受けておけば、自己負担額は1,200円でした。私の予約日は3月15日、補助対象外です。皆さんはよいタイミングを外さないようにしてくださいね。

がんは、体のどこにでもできる厄介な病気です。それゆえに回避したいものです。予

防ワクチン接種をしない選択で、その後に子宮頸がんを発症、とても後悔している親子の苦悩をユーチューブで見ました。後悔先に立たずということわざがありますね。上には上につらい事例もあります。妊娠した可能性があり婦人科を受診、待ち望んでいた妊娠と同時に子宮頸がん罹患していることが判明などなど。

この世に生まれたということは、いつか死を迎えます。どう生きていきたいですか。可能な限り後悔が少ない人生が、誰もがいいですよ。可能な限り心身の健康寿命が長いほうがいいですよ。人生は大小様々な選択の連続ですね。今の自分は、過去の選択の連続でこうなっているのです。

話を元に戻します。子宮頸がんワクチンは、現在日本で承認されているものだけでも大きく分けて3種類あります。2価ワクチン、4価ワクチン、9価ワクチンの3種類です。2価ワクチンは、子宮頸がんの原因となるHPV16型と18型のみに効果があります。4価ワクチンは、2価ワクチンの効果に加え尖圭コンジローマの原因となるHPV6型と11型にも効果があります。9価ワクチンは、4価ワクチンの効果に加え、さらにHPV31型、33型、45型、52型、58型と効果があるということです。

阿波市では、ほとんどの方が9価ワクチンを選択されていると聞いています。対象者の方は、繰り返しになりますが、子宮頸がんワクチンを受けることをこの場を借りてお勧めいたします。担当課は健康推進課となっています。

一般質問2問目、子宮頸がん予防ワクチンについて、キャッチアップ接種状況と今後の対応策についての質問を終了します。

一般質問3問目の質問へ移ります。

犬猫の飼い主への助成について。

阿波市の犬の原簿記録調書によると、令和5年度3,022頭、令和6年度3,099頭、前年よりも77頭、阿波市では飼い犬が増えています。

自宅で動物を飼うメリットとして、癒やし効果、生活リズムの改善、運動不足解消、孤独感の解消、コミュニケーション能力の向上、責任感の育成、健康増進、家族の絆を深めるなどが挙げられます。私が心身元気にこの場に立てているのは、皆さんの優しい目と好きな花と我が家にいる4匹のおかげだと思っています。

次に、動物を飼う上での大変な点を10個挙げます。1つ目、飼育費用、2つ目、時間と労力、3つ目、責任と負担、4つ目、生活空間の制限、5つ目、トラブル発生の可能性、6つ目、アレルギーや病気、7つ目、ペットの寿命、8つ目、飼育環境の維持、動物

が快適に過ごせるよう適切な環境を維持する必要があります。9つ目、近隣への配慮、10個目、ペットの性格や行動。

動物を家族の一員にすることにてメリットも多々ありますが、生涯にわたる責任と負担も伴いますね。望まない繁殖を防ぐためには、犬及び猫の避妊、去勢手術をする必要があります。犬や猫は、生まれて1年もたたないうちに子どもを産むようになり、1回の出産で3から5頭の子犬や子猫が生まれます。

そこで質問です。

一般質問3問目、犬猫の飼い主への助成について。1点目、犬猫の避妊、去勢手術助成事業の利用状況は。森友市民部長、答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 野口議員の一般質問の3問目、犬猫の飼い主への助成についての1点目、犬猫の避妊、去勢手術助成事業の利用状況はについて答弁させていただきます。

本市では、動物の愛護及び管理について理解を深め、公衆衛生の向上及び社会生活の安全を図ることを目的に、市民の方が飼い犬及び飼い猫に避妊、去勢手術を受けさせる場合、手術料金の一部として1頭につき5,000円を予算の範囲内で助成しております。

この事業は、平成27年度から実施しており、毎年広報あわで募集し、申込者多数の場合は抽せんを行っております。

今年度につきましては、80頭分の当初予算を議決いただいておりますが、4月以降、例年以上に助成制度に対する問合せや犬猫に起因する相談がございましたので、令和6年第3回阿波市議会定例会において30頭分の補正予算を議決いただきました。

議員ご質問の今年度の利用状況はでございますが、今年度市民の方から申込みが89件でございましたので、申込者全員の方に助成することができております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 森友市民部長より答弁をいただきました。

本事業の事務委託先は公益社団法人徳島県獣医師会なのですね。徳島県獣医師会との協議の上で、申込期間は毎年10月の広報あわにて市民の皆様へお知らせ。私は今回の質問にて、昨年配布していただいた広報10月号の5ページを再確認し、頭の中でイメージし、その内容をまた誰かに相談を受けたときには答えられるようにしました。

その内容として、今期はもう既に終了していますが、11ほど今から言おうと思います。

対象は、阿波市内在住の犬猫を飼育されている方。犬は、飼い犬の登録と徳島県獣医師会が行う狂犬病予防注射を終えていること。2、助成額は1頭5,000円。昨年は110頭分用意していただきました。3、手術実施期間は、令和6年11月15日から令和7年1月20日でした。4、申込期間は、広報あわに掲載の10月で、令和6年10月1日から10月31日でした。例年10月の申込期間中に、1頭につき1枚の往復はがきに必要事項を書いて徳島県獣医師会宛てに出す。7つ目、抽せんの上、返信はがきが来ます。8、当選はがきが来たら、事前に必ず指定動物病院に問い合わせる。手術の実施期間は11月から1月にかけてと決まっているということです。年中はやっておりません。9、手術料金から5,000円を差し引いた額を動物病院で支払う。手術料金は病院によって異なります。10、注意事項として、動物病院に連絡をせず直接動物を持ち込んだときは手術を断られることがある。健康上不適当と判断された場合、手術が受けられないこともある。11、手術完了時に飼い主の確認欄に押印をするので、必ず印鑑を持参ということです。

令和6年度の応募件数は、110頭分のうち89頭分でした。結果論となりますが、あと21頭が5,000円の補助を受けての避妊、去勢手術が受けられたのに応募がなかったんですね。県内の飼い犬は、原簿記載頭数によると、県内では徳島市が1万2,142頭、鳴門市が3,252頭、阿波市は3番目に多く3,099頭となっています。阿波市では約10人に1人が犬を飼っている計算になりますね。現在、我が家にも室内犬3頭と保護猫1頭がいます。自腹で避妊手術を2頭しました。私は今まで、幾度となく犬と猫の避妊手術を今回に限らず実費でしてきました。希望者が多くて抽せんには当たらんだろうなと勝手な思い込みもありました。今回はそうではないということを知ることができよかったです。

提案させていただきたいことがあります。検討して可能なら10月の広報あわの裏表紙に、今はかわいい猫ちゃん、ワンちゃん、ウサギやら何かいっぱいかわいい子が載ってますけども、犬猫の不妊手術の助成制度のページを移動してほしいです。そのほうがページをめくらなくても目に留まりやすくなり、周知の一助になるのではないのでしょうか。また、答弁にありましたが、市のLINEであったりプッシュ型通知による積極的な情報発信、ACNでの情報発信など、今後も引き続きよろしくをお願いします。

今回、環境衛生課に何度も足を運びましたけど、そこに行きましたら、皆さんこれはよくご存じであちこちにしていますね。皆さん、マナーを守ってほしいというので増えてると思います。（パネルを示す）

また、ちょうど今日の質問にいいような感じ、飼えない動物を産まさないよう避妊、去勢手術を受けさせましょうと。かわいいですね、うちにはこんな子が迷ってきたんですけどね、それで飼うようになりましたけども。また、こういうのを利用されたらいいかとも思います。環境衛生課に行けば配布してくれます。

質問するに当たって、毎回いろいろな部署の方にいろんなこと教えていただいています。本当に感謝しています。今回もありがとうございました。これからもよろしくお願ひします。これで、私の質問は全て終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） 野口さん、質問漏れありませんか。

○3番（野口加代子さん） どこいったんかな。日にちが変わったけん。ごめんなさい。ちょっと時間。

○議長（笠井安之君） 暫時休憩いたします。

午後2時05分 休憩

午後2時07分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 再問します。

犬猫の飼い主への助成について、運営上の課題は、市民部長森友さん、よろしくお願ひします。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 野口議員の一般質問の3問目、犬猫の飼い主への助成についての再問、運営上の課題はについて答弁させていただきます。

本市における犬及び猫の避妊、去勢手術の推進事業につきましては、徳島県から経費の2分の1以内について補助金を頂き、実施しております。本事業の実施につきましては、事務の委託先であります公益社団法人徳島県獣医師会と協議の上、毎年10月を申込期間と定め、広報あわを通じて市民の皆様へお知らせしております。

議員ご質問の運営上の課題でございますが、申込期間終了後に数件ではありますがお問合せをいただいていることから、さらなる制度の周知が課題であると考えております。

今後につきましては、これまでの広報あわによる周知に加え、市のLINEを活用したプッシュ型通知による積極的な情報発信を行うことで、広く制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 森友市民部長より答弁をいただきました。

本事業の事務委託先は、公益社団法人徳島県獣医師会なのですね。徳島県獣医師会との協議の上、申込期間は毎年10月の広報あわにて市民の皆様へお知らせ。私は、今回の質問にて、昨年配布の広報10月号の5ページを犬猫の不妊手術の助成の制度について再確認しました。流れをイメージ化しました。

対象は、阿波市内在住の犬猫を飼育されている方。犬は飼い犬の登録と徳島県獣医師会が行う狂犬病予防注射を終えていること。助成額は1頭5,000円、110頭分でした。手術実施期間は、令和6年11月15日から令和7年1月20日。申込期間は、令和6年10月1日から10月31日でした。申込方法は、郵便往復はがきで申込先へ送ります。抽せんの上、返信はがきで連絡が来ます。例年10月の申込期間中に、1頭につき1枚の報告はがきに必要事項を書いて徳島県獣医師会宛てに出します。当選はがきが来たら、事前に必ず指定動物病院に問い合わせ、手術を受けます。手術の実施期間は11月から1月にかけてと決まっています。手術料金から5,000円を差し引いた額を動物病院で支払う。手術料金は病院によって異なります。注意事項としては、動物病院に連絡をせず、直接動物を持ち込んだときは手術を断られることがある。健康上不適当と判断された場合、手術が受けられないことがあります。手術完了時に飼い主の確認欄に押印するので、必ず印鑑を持って行ってください。

令和6年予算では、当初80頭でしたが、30頭増やしていただき、合計110頭となっていました。しかし、応募件数は89件でした。結果論ですが、あと21頭が5,000円の補助を受けて手術を受けることができましたが、応募がなかったということですね。原簿記載頭数によると、県内では徳島市が1万2,142頭、鳴門市が3,252頭、阿波市が3番目に多い3,099頭となっています。阿波市では10人に1人が犬を飼っている計算となります。私は今まで、抽せんには外れるだろうと勝手に思い込んでいました。今回はそうでないことを知ることができてよかったです。また、流れのイメージもできました。

提案させていただきたいことがあります。検討して可能なら、10月の広報あわの裏表紙に犬猫の不妊手術の助成制度のページを移動し、ページをめくらなくても目に留まりやすくなり、周知の一助にしてはどうでしょうか。また、答弁にありましたが、市のLINEを活用したプッシュ型通知による積極的情報発信やACNでの情報発信など、今後も周知をよろしくお願いいたします。（パネルを示す）

このようなパネルがあります。飼えない動物を産まさないよう、避妊、去勢手術を受けさせましょう。また、これはよく皆さん目にすると思いますけど、犬のふんは持ち帰りましょう、マナー向上にありますので、また市に言ってもらってください。必要な方はご利用ください。

質問するに当たって、毎回いろいろな方にいろんなことを教えていただいています。感謝します。今回もありがとうございました。これからもよろしくお願いいたします。これで私の質問は全て終わります。

○議長（笠井安之君） これで3番野口加代子さんの一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時14分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番吉田稔君の一般質問を許可いたします。

16番吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） それでは、16番吉田稔でございます。一般質問をさせていただきます。

1点目、農業振興についてということでございます。

昨今、マスコミでも大きな話題になっております、米が一部どこかで消えたのでないかということで、今までにない米の値段になっております。近くのスーパーでも、精米したお米が5キロ4,000円、去年がちょうど2,000円ぐらいだったんで、倍ぐらいになっております。先日も私の近所の方が、東京の親戚の方が米が手に入りにくいので、阿波町の知り合いの方から東京まで送ってほしいと、2万円ぐらいなら買いますという話が来まして、私も、数えたら1俵ぐらいどなんぞなるかなと思ってコシヒカリを譲ることにしましたが、さすがに私も2万円は頂けなくて、程々の、もうちょっと手が届く範囲にさ

せてもらいました。

国は、転作はもう強制でしなくなったんでございますが、ある程度目安を持って米を作付してくださいという、まあ農家の判断になっておるんでございますが、農家も作り過ぎて赤字になってはいけないということで、ほぼ国の目安、徳島県の目安、阿波市の目安に沿った米の作付を我々はしております。

ところが、天候っていうのはちょうどにいかず、昨年のような猛暑、それからカメムシが案外米にも取りつきまして、稲が実ってかぶる時期にかぶらない、立ったままの穂がかなり出たんです。モミをすってみると、見た目はあるように思っても、穂が立ってる分がかなりあるもんですから、思ったほど私のところも米が採れませんでした。

多分、農水省のほうは流通段階でどっかで滞ってるんじゃないかとは言うんですが、それもあるでしょうけど、思ったより農家段階で米の収穫量がなかったんじゃないかなというように、私は個人的にはそう思ってるんです。やっぱり、余裕を持った米の作付を農家をお願いするようでないと、今のような大変なことになっております。

南海地震の地震予防情報が出たときに、買占めに米もなりまして、食パンを買い占めても、1か月も食パンばかり食べるっていうわけにいかんし、カビも生えますので、いざとなったらやっぱり米を買い占めるようになるんだなど、消費者心理でございます。日本の国も余裕を持った作付を農家をお願いすべきでないかなと思ったことでございます。

国のほうは認定農家っていうのを認めまして、これからの農業を背負って立つ中核農家を認定しております。それは地元の市長とか町長に権限を持たせておるんでございますが、そういった認定農業者に農地の過半数を持ってもらって、安定した生産をしてもらいたい、あるいは機械化貧乏にならないように、ある程度の面積は持ってもらうないと採算が合わないということで、認定農家の育成を図っております。阿波市も力を入れまして、農業委員とか農地適正化推進委員と2本立てで農地のあっせんのお世話をしております。そのほかに農協とか土地改良区も担い手のお世話をさせてもらっております。

国の目標としては、その認定農家、いわゆるこれからの農業の担い手に8割近い集積をしようということで目標を立ててやっております。西南暖地の暖かいところは作付が少なくても野菜を中心にすれば経営が成り立ちますので、東北や北陸のように表作、米だけ作ってるような大規模化はしなくても成り立つような現状でございますが、ある程度は集積しないと担い手も育たない、国や県や市の助成も渡りにくいということで、担い手育成を図っております。

ということで、阿波市はどの程度、担い手への農地集積が進んでいるのか、現状と今後の対策について担当部長にお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 吉田議員の一般質問の1問目、農業振興についての1点目、認定農業者等担い手への農地集積はどの程度進んでいるのか、現状と今後の対応について答弁をさせていただきます。

農業を基幹産業とする本市では、令和5年3月に策定した第3次阿波市農業振興計画の基本方針に基づき、農業生産に欠かせない農地を将来にわたって維持するとともに、効率的な利用と生産量の拡大に結びつけるため、担い手等への農地集積、集約化を進めているところでございます。

議員ご質問の農地集積の実績につきましては、耕地面積約3,500ヘクタールに対しまして、本市が担い手として位置づけている認定農業者等への集積面積は、昨年4月1日現在、約841ヘクタールで、集積率は約24%となっております。

また、今後の対応につきましては、令和5年4月に改正された農業経営基盤強化促進法により、本市では農地ごとの将来の受け手を明確化する地域計画を現在策定しているところであり、完成後にはその計画に沿って、あるいは随時調整、見直しを行うなど、地域農業の未来設計図として完成度を高めながら農地の集積、集約が促進できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

農地の集積、集約は、将来の阿波市農業にとって大変重要な取組であり、今後も徳島県農地中間管理機構やJA徳島県をはじめ地域に密着し、活動していただいております農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様との連携を密にしながら、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ありがとうございます。

阿波市の耕地面積、約3,500ヘクタールあるそうでございます。そのうち24%の841ヘクタールがいわゆる認定農家、農業の今後の担い手に、今の段階では集積されているということでございます。私の感覚では、あと5年すれば物すごいリタイア、引退する方が増えますので、一気に集約も進むと思います。阿波市も国もそうですが、農業担い手の中核になってる平均年齢が、今68から69歳の間で動いております。私も、いつの

間にか平均からちょっと超えてしまいました。気持ちは若いんですが、体がなかなかついていけないということで、私も借りて3町余りしてるんですが、借りた農地をまとめて、また誰かに近いうちに世話せないかなというような感じで心配もしております。

ところが、私の近所では、県外から農地付きの空き家を探してる方が2軒ほど参りまして、農業をしたいってということで、びっくりするんですが、まだ都会から来て四、五年の間なんですけど、ついてる農地だけでは食べれないので農地を紹介してくださいとよく頼まれます。うちの近辺では、耕作放棄地とか荒れてる農地を探しては、地主は誰ですか、仲へ入ってくれませんかというんで、もともと阿波町で在住してた人はそこまでやらないんですけど、農業をやりたいということで県外から農地付きの空き家を探してくる人というのは、もう活力が違うなど。我々にしたらピンチなんですけど、来た人にしてはチャンスだなどと思ってどんどん増やしています。なおかつ、めおとでしていたのが、農地がどんどん集まるもんですから、手間が足りないということで研修生を雇ってやっております。同僚の原田定信議員も世話してるようでございますが、ベトナムの方とか外国の方が来て、またそれもよく働いております。できるだけ地域の方にお世話しようと私も世話しているんですが、地域の方はなかなかそこまでの意欲が湧かないんで、どうしても、耕作放棄地を借りてでも耕してくれるんなら、県外から来た方にも頑張ってもらおうと思って、私も平等に世話してるところでございます。何とか、耕作放棄地が増えて困るかなと思って、それぞれ、それをピンチをチャンスに変える方もいるんだなどと思って、今感心しているところでございます。

ただ、現実には市内でも耕作放棄地が増えつつあるようでございます。現在の状況、今後の対策はどう考えているのか、担当部長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 吉田議員の一般質問の1問目、農業振興についての再問、耕作放棄地の現状と対策はどうされているのかについて答弁をさせていただきます。

毎年、農業委員会では、耕作放棄地、いわゆる遊休農地や荒廃農地の実態把握をはじめ発生防止などを目的としまして、毎年8月から9月にかけて、農地パトロールと言われる農地利用状況調査を実施しており、遊休農地等の面積は今年度末には約103ヘクタールとなる見込みで、5年前の令和元年度と比較してみますと、約31ヘクタール増加しております。

農地は、農地法の規定により、所有者等の責務として適正かつ効率的な利用の確保が義

務づけられているところではございますが、近年の農業従事者の高齢化や担い手不足等の影響を受け、遊休農地等が急速に増加しており、農地保全への取組が喫緊の課題となっております。

こうしたことから、農業委員会では遊休農地等と判定された農地の所有者に対し、今後自ら耕作する意思はあるのか、あるいは農地を貸す意思はあるのかなどの意向調査を行い、貸付けのあっせんを行うなど、遊休農地等の解消に向け、対策を講じているところでございます。

また、意向調査において、貸したいあるいは売りたいと判明した農地情報について広く市民の皆様にご覧いただくため、本年4月よりホームページに掲載するなど、農地のマッチングにも取り組んでいく予定としております。

一方、遊休農地等を未然に防止するためには、農業者だけでなく地域住民や自治会などの共同活動により農地の多面的機能を維持していくことが大変重要であることから、適正な生産活動に有効な支援策である国の多面的機能支払交付金制度をはじめ、中山間地域等直接支払制度などの積極的な活用を推進するとともに、農地の区画整理や集積、集約を図る農地中間管理機構関連農地整備事業を推進するなど、遊休農地等の発生防止にも取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ありがとうございます。

遊休農地を毎年農業委員会が現地パトロールしているということで、毎年調査しているようでございます。現在103ヘクタールぐらいが遊休農地になっていると、5年前から31ヘクタール増えている。どうしても高齢化でリタイアされる方が年々増えてますので、やむを得ないところでございますが、これも農家同士でよく話すんですが、去年の秋のような米の相場が続いてくれたら、また遊休農地を復田して米を作ろうかっていう方もできると思いますが、一昨年までお米を作っても二、三万円入れ足しで、赤字で作っていたということで、どうしても作る意欲がなくなってきたと思います。今年は買う消費者にとっては高いかも分かりませんが、野菜、ブロッコリーを作っても、レタスを作っても白菜を作っても、この冬は労働賃金が出たということでございまして、お米も去年の秋のような相場になれば労働賃金が出るだろうということで、また意欲が湧く方もあるかと思っております。

農水省は、現在米の値段が上がり過ぎているので、政府の備蓄米を21万トンか、今月もまず15万トン入札して放出するようでございますが、我々農家が農協とか集荷業者に渡した30キロの額の倍ぐらいの相場で業者間では動いてるようでございます。政府は放出した米の量21万トンをまた1年以内に買い戻すということを言うてますので、今年の新米もまずは高いだらうと思います。農家の方はもう少し作付を増やして、消費者に安心して届くような作付をしてあげたらなど、私は個人的には思っております。

市のほうも、遊休農地の解消に向けては農業委員とか農地適正化推進委員、お世話する方ですね、あとは農協とか改良区が世話をしながら借手を探してもらって、遊休農地の防止に努力されている、市のほうもそれを支援しているというお話を聞きました。これからもその調子でやっていただきたいと思います。

次の関連する質問でございますが、今、部長答弁にございましたが、多面的機能支払交付金事業というのがあるんでございますが、これは農村地域の基盤を維持管理している、農地の荒れるのを防止する、あるいは用排水のしゅんせつをしたり、農道のり面の草刈りをして、生産基盤を維持管理するというような事業なんでございます。あとはレンゲをまいたり、コスモスをまいたりということで農村環境の景観も維持するというような事業でございます。その多面的機能支払交付金事業でも耕作放棄地の解消メニューがありますが、農業振興地域にありながら協定農用地から外す傾向があると。外したら、その荒れ地を草刈りしなくてもいいっていうようなことなんでございますが、国のほうはできるだけ遊休農地、耕作放棄地も協定農用地に入れて草刈り、手入れをしてくださいということなんでございますが、それを担っている地域の環境保全隊も耕作放棄地を5年ぐらいは大体草刈りとかしてくれるんですが、その間に借手を探したりしているんでございますが、借手が見つからないと、もう保全隊もそこから協定農用地から契約を外して、もう以後草刈りしませんよというような感じになりつつあります。それも担い手がどうしても高齢化して、草刈りもだんだんしんどくなるということも影響してるんでございますが、これは農家だけでなく、地域の自治会も参加していただいてやっている事業でございます。

農村地域は、農家と非農家の方が混住しておりますので、家庭排水も大概、用水路、用排水路に流してるところも多いもんでございますから、地域の住民の方も参加していただいて、毎年春、所によったら秋も2回、排水路のしゅんせつ、掃除をしていただいている、非常に農水省も肝煎りの農村関係をよくする、維持するいい事業でございます。せっかくの事業でございますが、耕作放棄地になったらもうそこから協定を外すんでなしに、

できるだけ草刈りをして、担い手にお世話するような方向で動いてほしいと思うんですが、市としてはどういう対応をされているかお聞きします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 吉田議員の一般質問の1問目、農業振興についての再々問、多面的機能支払交付金事業における耕作放棄地への対応について答弁をさせていただきます。

本事業は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に対し支援を行うもので、市内では15の活動組織が約2,157ヘクタールの対象農地で地域資源の適切な保全管理に取り組んでおります。

取組内容については、まずはそれぞれの活動組織が農地の維持活動及び資源向上活動を円滑に実施するため、事業の目標や内容、また実施期間を定めた事業計画を作成いたします。次に、活動組織はその事業計画に沿って遊休農地の発生を防止する保全管理活動を行うこととしておりますが、議員ご指摘のとおり、活動組織では市の現地調査において耕作できない農地であると判断された場合、協定農用地から除外するといった傾向が見受けられます。このことにより雑草や雑木が繁茂し、生産性の高い農地が失われるなど、本市農業の持続的発展に深刻な影響を及ぼすことが懸念されているため、活動組織には交付金を有効活用していただきながら、できる限り農地の保全管理に努めていただきたいと思います。

一方で、本市といたしましても、活動組織においては農業従事者の高齢化や減少が進む中で、これまでと同様に農地の保全管理を継続していくことは大変厳しい状況であると十分認識しており、今後保全管理が難しくなった農地などについては、今まで以上に活動組織との話し合いを進めながら、また先ほど申し上げました農業委員会の情報登録や貸付けのあっせんを活用していただくなど遊休農地の発生防止に努め、できる限り協定農用地からの除外が少なくなるようしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ありがとうございます。

これは農水省肝煎りの事業でございます。国が5割の補助、あと県と市が25、25でオール補助でございます。地域の方は、農家の方、それから地域住民の方も手間を出していただくという事業でございます。こんな事業ってなかなかあるものではないんでござ

いますが、ひとつ若い方もこういう環境保全隊にどんどん入ってもらって、遊休農地の解消あるいは農業をやろうという方にあっせんをしていただいて、有効活用していただけたらと思います。ありがとうございます。

大きな2点目、学校教育についてでございます。

この頃、地元徳島新聞の投書欄でよく見かけるんでございますが、中学生による職業体験、もう10人余って投書をしているんでないかな、これも阿波市の方ばかりでございます。学校教育で学べないものを地域に入って行って、いろんな職場で体験されているのを読みます。コンビニ、それからスーパー、美容室、建設業者、それから郵便局、認定こども園等いろいろあるんでございますが、学校だけで学べない学びをやっているなど。また、その経験によって、自分も親がこういった努力をして子育てしているのかなと、親に改めて感謝したいというような感想文も載っておりました。

これは非常にいい経験だなと。県内もやっているとと思うんですが、徳島新聞の投書欄では職場が阿波市に偏っているようでございます。非常に力入っているようでございます。これ、4つの中学校全体でやっているのかどうか私も分からなかったんでございますが、その辺について中学校の狙い、あるいは課題もあるかと思いますが、どのように考えておられるか教育長にお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 吉田議員の一般質問の2問目、学校教育についての1点目、市内中学校の職業体験学習が好評であるが、目的や課題はどう考えているのかについて答弁させていただきます。

職業体験学習につきましては、現在、阿波市内全ての中学校で2年生を対象に実施しております。職業体験学習は、学習の場を学校内から地域に拡大することにより、生徒の生きる力や将来の社会人としての自覚を促すとともに、望ましい職業観、勤労観及び職業に対する知識や技能を育成し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てることを目的として実施しております。

課題としましては、体験場所が遠い場合の移動手段や職場体験先との日程調整、また生徒のニーズに応じた体験場所の確保が難しいことなどが挙げられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ありがとうございます。

これ、いいことだなと思って、私も感心しながらいつも新聞読んでるんですが、就業場所が阿波市でも西のほうに寄ってるから西のほうの中学生だけかなと思ったら、4中学校でやられてるということで、非常に素晴らしいことだと思います。

体験先との交渉が担当の先生は大変だろうと思うんですが、今までの投書の中で農業体験の投書がないなと思って、少ないのかな、阿波市の農業産出額は県下1位でございます。四国でも5番前後行っております。かなり産業の中でも貢献してると思うんですが、中学生の感想文がないから、あんまりしてないのかなと教育委員会に聞きましたが、してないことはないようなんですが、現場を先生方も知らないんじゃないかなと思います。そういった先は農協に相談するなり、農業振興課、農業委員会あたりに聞くと、ここモデルになるような農業をやってますよと、土成でも次世代型の温室ハウスでトマト栽培してます。今言う次世代型の栽培で、コンピューターでみんな日照時間とか温度、二酸化炭素の量まで調整できるようになっとんでございます。見たら生徒もびっくりすると思います。ICTを使った農業なんでもございますが、もう長靴で入らなくて運動靴でいい、汚れもしないというようなそういったところが市内にも何か所かやっております。そういった有機農業をしてる農家もあるし、次世代型の農業をされてるところもございます。県下生産高1位でございますので、ぜひ中学生にも行ってもらえるような方向でアドバイスしていただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

再問です。

全国的に児童・生徒のいじめの認知件数が増加している。本市の現状と対策はどうかということでございます。全国的に児童・生徒の数は減りつつあるんですが、いじめの認知件数が増えているってことで、心配しております。本市もよく似てるかも分かりませんが、本市の現状と対策を教育長にお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 吉田議員の一般質問2問目の再問、全国的に児童・生徒のいじめの認知件数が増加しているが、本市の現状と対策はについて答弁させていただきます。

文部科学省による令和5年度児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、全国の小・中学校におけるいじめの認知件数は71万1,633件で、前年度から4万8,285件増加しております。この結果を踏まえ、文部科学省では、いじめが増加している背景として、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと、またアンケートや教育相談の充実など

によって児童・生徒に対する丁寧な見守りをするようになったこと、さらにSNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどを挙げております。

一方、同調査において、本市の小・中学校におけるいじめの認知件数は235件で、前年度から23件増加しております。本市のいじめの認知件数が増加していることにつきましては、各校においていじめの積極的な認知や相談、見守り体制が進み、教職員の目が行き届いていることのあかしであると捉えております。

いじめの防止対策といたしましては、市内全ての小・中学校において学校いじめ防止基本方針を定め、この方針に従っていじめを学校全体の問題として捉え、組織的に対応するとともに、スクールカウンセラーや関係機関との連携による教育相談体制の充実を図っているところでございます。

さらに、各校においては、いじめ防止子ども委員会を組織し、児童・生徒が主体性を持っていじめを自分事として考え、いじめのないよりよい学校づくりをしようとする態度と実践力を養うことを目的とした取組を進めているところでございます。

これらの対策と併せ、今後とも各学校においていじめを訴えやすい雰囲気をつくるとともに、アンケート調査や個人面談を定期的の実施するなど、いじめを早期に発見し、迅速に対応できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ありがとうございます。

全国では、小・中学校でいじめの認知件数が文科省の調査によると71万件余り、この1年間で約4万8,000件増えているということでございます。児童・生徒数は減り続けているんですが、件数が増えている。前の議会でも質問した、それは不登校の問題でございますが、児童・生徒数は減っているが、不登校の生徒も増えているということございまして、子どもにとっては何か学校というところが少しストレスがかかるころかなというような感じもするんでございますが、文科省に言わせたら、いじめという定義がちょっと広がって認知件数が増えたというような答弁がネットでも出ております。

いじめから不登校になる方もおられるし、学校も心配でいろいろスクールカウンセラーも交えて、当人あるいは親御さんとも話はしているそうでございます。前の教育長のときに、いじめについてアンケートを年に一遍ぐらいは取ったらどうでしょうかって提案したことがあって、この頃どうかなと思ったら、今もアンケート調査してるそうでござい

す。今はもう年に一遍でなしに、数回やられてるところが市内の学校も多いそうでございます。本人がいじめを受けた、あるいは端から見てあれはいじめでないかっていうようなことを調べるようでございます。そうしないと泣き寝入りする子どもできると思いますが、そういう具合にして、何とか学校と家庭も交えて、あるいは専門的なスクールカウンセラーも交えて相談には乗っているそうでございます。

私は、そういう教師から、あるいは家庭、スクールカウンセラーだけでなしに、生徒同士でそれを乗り越える、解決する場を設けたらどうかっていうのを前から思っていたんでございますが、教育委員会に先日聞いたら、子ども同士で防止する委員会をつくって、各中学校や小学校で子どもなりに、先生方のアドバイスも受けながら、子ども同士でも解決する努力をされているっていうことで、これはすばらしいことだと思います。

我々社会人にしても、こちらは冗談のつもりで言ったつもりがパワハラになったり、セクハラになったり、これは受け手でないと分からないことでございます。どうしても集団生活になるとそういうことも出がちでございますが、小・中学校の時代から子ども同士でも解決する努力、人権の大切さっていうのを学んでいくことは非常に大切だと思います。どうか、こういった子ども同士の解決する委員会、それから先生方や親御さん、専門家のスクールカウンセラーもそれに応援するというような支援体制を今後も続けていっていただきたいなと思います。

学校っていうのは、私が思うのに、学校に行くのが楽しいなというようになっていけば、不登校もいじめもだんだんなくなっていくとは思いますが、児童・生徒数が全国的に減る中で不登校、それからいじめの問題が増えていくってことは、何かこう、ストレスがかかっているんでないかなと思って、そういった教育の谷間の問題を解決する方向を一つ、引き続いて努力していただきたいと思います。

教育長に再々問でお聞きしたいのは、教育長が考える学校教育の在り方について所感があればお聞きいたしたいと思います。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 吉田議員の一般質問、2問目の再々問、教育長の考える学校教育の在り方について答弁させていただきます。

子どもたちが未来への夢や希望をたくさん持って生き生きと自分らしく、そしてたくましく生きる力を身につけられる、そういう学校教育を目指していきたいと思っております。そのためにも、一人一人の子どもたちに対して丁寧に向き合い、寄り添い、関わって

いける、そういう学校でありたいと考えております。

そして、これからも阿波市教育大綱にあります「食育を基盤にした、知・徳・体の調和のとれた生き抜く力の育成」に取り組んでまいります。

また、学校は様々な人が集い、交流する、私は社会の縮図のようなところでもあると思っています。学校では教科学習はもとより、様々な人と関わることで、多くのことを学ぶことができます。仲間とともに活動することで自分の存在を認めることができたり、他の人のよいところを見つけることができたり、さらにはそこから社会をよりよくしようという実感を持つことができる場にもなり得ます。そのためにも、学校が地域や社会と接点を持ち、開かれた学校となることが大切であると考えております。

今後とも、保護者や地域の方々のご支援、またご協力をいただきながら、地域とともにある学校を目指してまいりますので、これからもご指導くださいますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 最後、教育長の所感で締めくくっていただきました。学校っていうのは教育基本法に沿って運営してるところでございます。文科省の方針もあるということでございますが、その範囲内で学校長の姿勢によって学校が大分変わるっていうような話を聞いております。学校長の姿勢って、または教育長の姿勢によって変わると思いますので、教育長が前向きでいろんな子どもたちに配慮しながら、人間愛を持って教育に邁進したいということでございますので、ひとつ、落ちこぼれのない、誰も残さない、取り残さないっていうような教育の方向をお願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで16番吉田稔君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時05分 休憩

午後3時17分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

次に、12番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

12番中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 議席番号12番、日本共産党中野厚志、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

最初に、騒音への規制についてということで質問させていただきます。

本市は、四国三郎と呼ばれる吉野川に向かって阿讃山脈から流れ出す川によって農業に適した扇状地が形成され、農業中心のまちづくりが行われ、静かな雰囲気を出しているところと思っています。しかし、交通量の多い道路脇や工場の近くではそうはいかないところもあります。最近、騒音だと感じたのは、ヘリコプターと市外で聞いた電車の音です。話がしにくい、聞こえなくなるのは騒音と規定してもいいと考えています。

私のところに騒音についての相談がありました。住宅地や県道沿いなど、場所によって阿波市内でも規制が違っていると聞いています。プライバシーの関係から、個別の詳細については控えますが、阿波市の騒音規制基準について答弁願います。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 中野議員の一般質問の1問目、騒音への規制についての1点目、騒音の規制基準について答弁させていただきます。

本市の工場や事業場における事業活動に伴って発生する騒音については、徳島県において昭和43年に公布された騒音規制法に基づき、第2種から第4種までの区域を指定し、規制基準が設けられております。その後、平成24年4月より権限移譲による受任事務として、阿波市において業務を行っているところでございます。

規制基準の内訳でございますが、第2種区域とは、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であり、昼間の上限値を55デシベル以下。次に、第3種区域とは、住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域であり、昼間の上限値を65デシベル以下。最後に、第4種区域とは、主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域であり、昼間の上限値を70デシベル以下と定めております。また、騒音規制法による指定区域以外の区域につきましては、徳島県生活環境保全条例により、告示指定地域として法指定による第3種区域と同等の昼間の上限値を65デシベル以下に定めており、これにつきましても、騒音規制法と同様、権限移譲事務として本市において業務を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

第2種から第4種の区域によって昼間の上限値が55デシベル以下、65デシベル以下、70デシベル以下と定められている、指定区域以外の区域も、条例により昼間の上限値を65デシベル以下と定められている、平成24年4月からは、県からの権限移譲による受任事務として阿波市で業務をやっていると理解しました。

その業務についてですが、騒音関係について、ふだん阿波市ではどのような事務を行っているのでしょうか。また、新たな道路、施設、工場等の建設で騒音について住民から相談があった場合はどのような対応をしているか答弁ください。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 中野議員の一般質問の1問目、騒音への規制についての再問、騒音についての施策について答弁させていただきます。

本市における業務としましては、徳島県からの権限移譲による受任事務として、騒音規制法及び徳島県生活環境保全条例に規定されている事業者の設置する施設や作業に伴う届出などの受理のほか、自動車騒音の状況を把握するための調査を実施しております。騒音については、先ほど答弁でご説明させていただきましたとおり、明確な基準を定め、運用しておりますが、基準値を下回っている音でも、音の種類や聞こえ方によっては不快に感じる場合があることから、相談内容に応じた対応が求められます。

市としましては、市民の方からの騒音について相談があった場合は、当事者間の内容把握や現地調査を実施するとともに、状況に応じて原因者への指導を行います。また、ご要望があった場合は、住民説明会などへの参加も行ってまいります。

今後とも、国、県の指導を踏まえるとともに、他市町の事例なども参考にしながら状況に合わせた対応に努め、市民の皆様が健やかで明るい生活が送れるよう、住環境の保全に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

騒音規制基準をつくっている一番の役割は、健康被害を出さないことです。答弁にもあるように、測定した値が基準値より低いといってもその人の体調、音の種類や聞こえ方に

よっては不快に感じたり、健康を害することにつながるケースも考えられます。

次のような声もあります。早朝から大きな音で起こされ、ストレスを抱える、高齢者の女性が1人で留守をしているとき、大きな音が鳴り響いて不安で恐怖を感じた、夜勤から帰ってきて、騒音で自宅で睡眠ができない、騒音の影響で耳鳴りがするようになり、ストレスを感じて仕事に身が入らなくなった、住民からこういう声が上がれば、行政として責任ある対応と原因者への指導を私からしっかりお願いいたします。よろしく申し上げます。

次の質問に参ります。

2番目は、体育館への空調設置についてです。

体育館というのは別名屋内運動場と呼ばれています。名前のとおり、雨風をしのいで体育ができる建物だと思ってました。しかし、最近は用途が広がってきました。特に、災害対応の避難所としての用途です。危機管理課から頂いた資料を見ると、現在、阿波市には24か所の指定緊急避難場所があります。そのうち小学校10校、中学校4校、合わせて14校の体育館が全て指定緊急避難場所です。しかし、空調設備が備わっているのは阿波中学校の体育館だけです。

空調設備が整っていて本当によかったなと感じることがありました。私は、1年だけ空調ができた阿波中学校の体育館で過ごしましたが、7月20日に行われた1学期の終業式、暑い盛りですが空調をつけて終業式を行いました。そのときにある先生から出た感想の言葉、涼しいと生徒が本当に話をよく聞いてくれた、空調はぜひ要ると思います。

質問します。公立小・中学校の体育館への空調設備設置について、児童・生徒の体調管理という観点から今後の予定、計画を答弁ください。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 中野議員の一般質問の2問目、体育館の空調設置について、熱中症から子どもの命を守る、冬場の寒さ、震えずに活動するために設置する必要があるのとはについて答弁させていただきます。

学校体育館は、児童・生徒の学習、生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所として活用される重要な役割を担っております。議員ご質問の体育館の空調設置につきましては、近年の記録的な猛暑の対応や熱中症対策など、児童・生徒の体調管理に配慮した学校の環境づくりが大変重要であると認識しております。本市の小・中学校体育館は全て避難所に指定されており、空調設備については、阿波中学校を除く小・中学校体育館

には未設置ですが、防災機能強化の観点からも、空調設備は望ましいものと考えております。

そのような中、国において昨年末、学校施設の避難場所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から空調設備整備臨時特例交付金が創設され、これを受けて、文部科学省は、公立小・中学校の屋内運動場への空調機器の整備について令和17年度までに95%整備することを目標と定めたところです。このような国の動向を踏まえ、本市においても全ての小・中学校への導入を検討するため、空調設備に係る年次計画・基本設計についての予算案を今定例会に提案させていただいたところでございます。

今後においても、安全・安心で児童・生徒の健やかな学びの保障ができる教育環境の実現に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 10年後に設置率95%を目指すと発表され、長い間の要望がやっと実現されるのだなという実感です。全国で災害が頻発する中、冷暖房設備の導入を進め、避難所の機能を強化することは喫緊の課題です。文科省によると、既存の体育館は断熱性がないケースが多く、冷暖房効率が悪いため、光熱費が過大となるおそれがある、交付金は断熱性の確保に向けた工事も対象にするとのこと、快適な活動や暮らしができる設備の実現を期待します。

次の質問に参ります。

3番目は、生活保護世帯への空調設置についてです。引き続き空調です。

市営の住宅に住んでいた高齢の女性は生活保護を受けてました。部屋にはエアコンがついていませんでした。夏は扇風機、冬は石油ストーブで暑さ寒さをしのいで暮らしていました。最近、新しい市営住宅に入居した生活保護家庭の部屋を見ると、最初からしっかりエアコンが設置されていました。本人たちが希望して入れてもらったのかもしれませんが。それを見たとき、高齢女性の部屋にもエアコンが設置されていれば、石油ストーブの火事で追い出されることはなかったのにと思いました。

国の生活保護世帯へのエアコン購入、設置の助成制度は、厳し過ぎるという声があります。それをすると、ただでさえ少ない生活保護費が引かれる、収入認定とされるからと、世帯内に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合という支給要件、どちらも厳しいです。日本全国が灼熱列島となっている現在において、常識外れだ、削除すべきだという声

もあります。現在、エアコン購入費用の助成はどうなっているのか、答弁ください。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 中野議員の一般質問の3問目、生活保護世帯への空調設置について、エアコン購入費用の助成についてはどうなっているのかについて答弁をさせていただきます。

近年、全国的な猛暑が続き、熱中症による健康被害が多数発生しております。熱中症は屋外だけでなく室内でも発症し、場合によっては命に関わることから、熱中症予防対策が必要とされております。熱中症を予防するためには適切なエアコンの利用が重要であり、令和6年5月の厚生労働省事務連絡通知において、生活保護世帯のエアコンの購入や適切な利用に関する助言、支援や制度の周知がありました。エアコンの購入を希望する被保護世帯に対しましては、適用要件に該当すれば支給を行います。適用外につきましては、生活保護費の調整等により、購入費用の捻出や生活福祉資金の貸付けの活用について助言しております。また、訪問調査など被保護者との面接の機会に、小まめな水分、塩分の補給、節電に配慮した上で、扇風機やエアコンを適切に利用する等の熱中症の予防に関する呼びかけを行っております。

現行の国のエアコン購入費用の助成制度につきましては、熱中症予防の観点からは十分ではないと認識はしておりますが、生活保護制度は法定受託事務として全国一律で運用されるものであり、市独自で生活保護世帯のみを対象とした制度を創設することは難しいと考えております。

今後におきましても、訪問調査時の面接時に現行制度の周知を徹底し、熱中症予防対策につきましても予防に努めていただけるよう呼びかけてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

この問題は、お金の問題ではなく命の問題と捉え、全国で17自治体が自治体独自のサービスで設置助成をしています。厚生労働省のホームページでは、高齢者のための熱中症対策の中で、部屋の中でも注意が必要です、エアコンを上手に使いましょうと呼びかけています。すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという憲法25条の理念を生かす立場に立って厚労省は言ってるかもしれませんが、そこまで言うなら、国は生活保護世帯のエアコン購入設置に積極的に取り組むべきだと考えてます。

それをお願いして、次の質問に参ります。

4番目は、会計年度任用職員の待遇についてです。

2025年1月の広報あわに、令和7年度会計年度任用職員募集が2ページにわたり掲載されていました。任用計画人数206人の詳細が明らかになりました。

地方公務員法に定められ、2020年度から始まった会計年度任用職員制度での会計年度任用職員の待遇について、正規職員との違いはどんな点か、また最近改善できたことはあるのか答弁ください。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 中野議員の一般質問4問目、会計年度任用職員の待遇についての1点目、正規職員との違いはどんな点か、最近、改善できたことはあるのかとのご質問に答弁をさせていただきます。

非正規職員の適正な任用、勤務条件を確保することを目的として、地方公務員法等の改正法が平成29年5月17日に公布され、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、本市においても、令和2年度より非正規職員は会計年度任用職員として任用しております。

正規職員との違いにつきましては、1会計年度、4月1日から翌年3月31日の間で必要とされる期間を任期とする有期雇用であることが挙げられます。また、最近の待遇改善につきましては、地方自治法の改正に伴い、令和6年度より勤勉手当の支給を開始したところでございます。

勤務条件の改善におきましては、人事院規則の改正に伴い、令和7年度より年10日を限度とした有給の病気休暇を取得可能とする規則の改正を準備しているところでございます。加えて、令和2年度の任用時から人事院勧告や県人事委員会勧告に基づき、正規職員に準じた給料表の改正や期末勤勉手当の支給月数の引上げなども行い、遡及適用するなどの待遇改善を図っているところでございます。引き続き、関係する法律の改正や県等の動向を注視しながら改善を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

正規職員との待遇の差が少しでもなくなるように、またぜひ要望してください。1年を単位として働いている会計年度任用職員の方は、厳しい待遇条件のもと、不安も抱えなが

ら勤務していただいています。

2023年にある自治体で会計年度任用職員制度についての問題はというアンケートをした結果の上位6位までの声を見ますと、1番目は、正規職員との給与格差、2番目は、会計年度ごとの任用に問題がある、処遇の格差と雇用不安が大、3番目に、専門性や経験が評価されない制度である、4番目に、正規雇用の道がない、5番目に、正規職員との待遇格差、6番目に、更新不安のため、問題を感じても声を上げられない。給与面で見ると、1時間当たりの賃金の平均は事務方で990円、給食調理員で1,014円、保育士で1,156円、これは総務省の20年度の調査です。これでは、フルタイムで働いても月収は10万円台です。職種によって勤務内容、勤務時間等は違ってくると思いますが。

質問します。会計年度任用職員の勤務形態について答弁ください。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 中野議員の一般質問4問目、会計年度任用職員の待遇についての再問、会計年度任用職員の勤務形態について答弁をさせていただきます。

会計年度任用職員の任用につきましては、緊急の場合や臨時的な業務、また正規職員の育休等による欠員補充などにより任用するのが基本的な考えでございます。一方で、人口減少や少子・高齢化などを見据え、正規職員だけでなく会計年度任用職員の配置も含めて対応すべき業務もあり、会計年度任用職員に関する男女の比率につきましては、令和6年4月1日現在で男性約30%、女性約70%となっております。

なお、勤務形態につきましては、所属によって業務内容や実態に違いがあることから、パートタイム勤務やフルタイム勤務といった所属する業務に応じた任用を行っているところでございます。

今後につきましても職務内容や業務の実態に合わせ、適正な任用に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

会計年度任用職員は全国に約62万人います。より短期間の人を合わせると90万人を超えます。そして、処遇の格差と雇用不安に苦しめられていることはアンケートでも明らかです。なぜ、こういう働き方がまかり通るのか、公務非正規女性全国ネットワーク共同代表のSさんは、こう指摘します。会計年度任用職員の8割は女性です、阿波市の場合

は7割ですが。女性を経済的自立を必要としない存在と位置づける政策によってこうした事態が引き起こされ、女性たちが主に担う仕事の価値は低く評価されてきたと思います。単身や独り親の女性も多くいますし、夫に収入があっても女性の雇用が不安定、低賃金でよいわけはありません。個々人が自立できる雇用、社会保障政策が必要だと。

我が党は制度の改善を繰り返し求めてきました。一昨年の国会で、賃金の低さについて総務大臣から、愕然とした、大変な事実であり、しっかり踏まえたいとの答弁と、国が賃上げの財源を確保することも明言させました。会計年度任用職員の声を聞き、待遇改善の要望、意見書をしっかり国に上げてください。

これをお願いして次の質問に移ります。

社会福祉について、加齢性難聴に対する補聴器ですが、この質問に関して2つの記事と資料を紹介します。

1つ目は、1週間ほど前の2月25日の徳島新聞鳴潮欄の記事です。厚生労働省によると、75歳以上の約半数が加齢性難聴に該当します。単に耳が遠くなるだけでなく、認知症のリスクも格段に高まるといいます。難聴になると、相手に何度も聞き返すのをためらったりして会話や外出に消極的になってしまう、その影響で脳の認知機能が低下し、聴覚からの刺激自体が減ることによって、脳の萎縮にもつながると指摘されています。国内の加齢性難聴者は約1,000万人、一方、補聴器の販売数は年間40万台ほどで、利用者は2割以下にとどまっています。理由は、性能のよい補聴器はかなり高額な上、欧州各国のように購入に対する公的補助制度が充実していないことが上げられます。近年、国内でも補助制度は広がりつつありますが、この2月の時点では徳島県内で導入している自治体はありませんでした。しかし、3月になって上板町、それから昨日の新聞で神山町が補聴器購入助成の補助を出しております。社会の高齢化とともに認知症患者が増え続ける中、予防を含めた難聴対策も喫緊の課題と思っておりますので、よろしく申し上げます。

あと、2番目の資料は2024年11月の日本高齢者大会で、全日本年金者組合大阪府本部の執行委員のHさんの補聴器の公的助成の報告がありました。軽度や中等度の難聴の高齢者などに補聴器の購入費を助成する自治体は、11月までの調査で全国に375、2年前の3倍、3年前の35から10倍以上の急増です。そのうち、助成実施自治体がゼロの県は全国で石川県、福井県、香川県、佐賀県、大分県、2月まではここに徳島県も入っております。6県あります。そして、国に助成をするように議会が意見書を提出した自治体は333あります。しかし、意見書提出議会がゼロの県も9県あります。その中に徳

島県も入っています。この急増の大きな動きをつくったのは、粘り強い要望活動と議会での論戦です。そして、何とんでも東京都が2024年度から高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業を始め、補聴器助成を行う市区町村に単独の財政補助を出すようになったことです。助成を行う自治体は、都内に36まで増加しています。また、新潟県では、県内全ての30市町村で助成を実現しています。本市の加齢性難聴に対する補聴器購入の支援について答弁ください。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 中野議員の一般質問の5問目、社会福祉について、加齢性難聴に対する補聴器購入の支援について答弁をさせていただきます。

加齢によって起こる加齢性難聴は、年齢以外に特別な原因がなく、誰にでも起こる可能性があり、老化による聴覚機能の低下であるため、根本的な治療がないとされております。また、国の認知症施策において、難聴は日常会話に支障を来し、家族や社会からの孤立化につながることから、認知症を進める危険因子の一つとされております。

日常生活での聞こえづらさを補うためには、補聴器の使用が有効な手段とされておりますが、補聴器につきましては精密な医療機器であり、また使用者それぞれの聴力に合わせて何度も調整を行う必要があるなど、購入費用も高価なものとなっております。

本市における補聴器購入に対する支援につきましては、障害者総合支援法に基づく補装具費として、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害のある方に対し、購入費用の助成を行っているところでございます。身体障害者手帳に該当しない加齢性難聴者の補聴器購入への助成につきましては、聴覚機能の低下が見られる高齢者全般に関わるものであり、全国市長会における国に対する提言の中でも、補聴器購入に対する全国一律の公的補助制度の創設などについて、積極的な措置を講じることを要望されているところでございます。

今後におきましても、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の運用を行ってまいります。国や県、他の自治体の動向を注視しながら他の高齢者福祉サービスの状況も踏まえ、総合的に検討をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

全国市長会においても、国に対してそういう公的補助制度の創設について要望してらっしゃる、そういうのが分かりまして大変うれしく思っております。国民健康保険のお金に

関してもそうですが、全国市長会のほうで要望してくれても、なかなか国はうんと言ったり、幅を広げてくれません。また、しっかり要望していただくようお願いいたします。

それでは、最後の質問に行きます。

最後の質問は万博についてですが、これは9月議会でも質問させていただきました。我が党は万博開催に反対してるわけではありません。しかし、この大阪・関西万博は中止を求めました。なぜなら、命の危険があるからです。

命の危険を心配する理由として1つ目は、今でもメタンガスが発生しているからです。協会のほうはちゃんとガス抜きをしていると言いますが、メタンガスが発生していること自体が大きな問題だと考えています。

2つ目は、熱中症対策が不十分なまま。予想では1日最大22万人も来るときもあると考えているのに、医者は最大で4人、ベッド数は74、これで本当に対応できるんだろうかというふうに考えております。あと、そのほかの理由として、会場へのアクセスに難があるのではないかと、費用負担が大きいし混雑する可能性がある、危険性もある、引率者の負担が大きい。それともう一つは、個人情報がかちんと保護されるんだろうか、入場券の購入やそういうところで個人情報がもしかしたらというそういう心配な声もあります。

現在、阿波市では万博参加を予定している学校が1校あると聞いています。しかし、まだパビリオンの建物も遅れているということも聞いています。子どもたちの楽しく、安全・安心な遠足、修学旅行にするための計画、会場の調査は徹底して行われているのでしょうか。答弁ください。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 中野議員の一般質問の6問目、万博についての1点目、楽しく、安全・安心な遠足、修学旅行になるための計画、会場の調査は徹底して行われているのかについて答弁させていただきます。

大阪・関西万博は世界中からたくさんの人やものが集まるイベントであり、地球規模の様々な課題に取り組むために世界各地から英知が集まる場です。この万博に参加することで、子どもたちは未来社会への革新的な技術やサービスを直接体験し、将来に向けた夢や希望を感じられるものだと考えております。学校行事としての参加については、子どもたちの学びにとって意義あるものだと捉えています。

教育委員会としましては、今後、日本国際博覧会協会や県教育委員会からの情報発信に注視し、安全性を十分確認するとともに、当日の天候や気温、移動手段等子どもたちへの

負担にも十分配慮した上で参加を促したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

ぜひ、子どもたちへの安全・安心を十分考え、判断していただけるようお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで12番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後4時03分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番後藤修君の一般質問を許可いたします。

8番後藤修君。

○8番（後藤 修君） ただいまから8番後藤修が一般質問をいたします。

早々ですが、質問に入りたいと思います。

今回の質問は、大きく分けて4問の質問をさせていただきます。1問目は放課後児童クラブについて、2問目は防災・減災について、3問目は公共交通について、4問目はごみ問題についてです。

質問に入ります。

本市では放課後児童クラブの施設整備が進められています。特に、令和5年7月から整備が進められていた柿原放課後児童クラブが完成し、昨日は一条放課後児童クラブが落成式を終えたことも承知しております。

そこで、1点質問いたします。

放課後児童クラブの施設整備状況はどのようになっているのか。もう一点として、市場町の八幡放課後児童クラブについて築40年が経過し、一番古い放課後児童クラブになっています。そこで、八幡放課後児童クラブの施設老朽化対策についてもお聞きしたいと思います。

以上、2点を答弁願います。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 後藤議員の一般質問の1問目、放課後児童クラブについて、2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目のご質問、放課後児童クラブの施設整備状況はについてでございますが、少子化が進行する中においても、核家族や共働き家庭の割合は高く、小学生の放課後の預かり需要は増加しております。本市では、これまでも保護者の就労と子育ての両立を支援するため、待機児童の解消と施設の老朽化に伴う専用施設の新築、増築を行ってまいりました。小学校の空き教室を利用していた吉野町の2クラブにつきましては、今年度建設をしております一条放課後児童クラブの完成をもって、市内10か所の小学校に隣接した放課後児童クラブ施設全てが専用施設となったところでございます。

次に、2点目のご質問、八幡放課後児童クラブの施設老朽対策はについてでございますが、現在の八幡放課後児童クラブは、昭和60年建設の鉄筋コンクリート造り平家建てで、遊戯室、図書室及び職員室があり、平成17年度に木造の学習室を増築した施設となっております。建築当初は児童館として利用しておりましたが、平成28年度からは放課後児童クラブに転用し、保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生の放課後の居場所として利用しております。今年、建築から40年を迎え、屋上や外壁からの雨漏り等、その都度修繕を行ってまいりましたが、施設の老朽化の進行及び児童の生活習慣の変化へ対応するために、早急な改修が必要であると考えております。

一方、八幡放課後児童クラブの登録児童数は令和5年度は32名、令和6年度は31名でしたが、令和7年度の利用申込み児童数は41名となり、ばらつきはあるものの、八幡認定こども園の利用園児数につきましては減少しているため、今後待機児童が発生する見込みは少ないと考えております。また、施設の更新、改修費用には多額の費用が必要になるため、八幡放課後児童クラブにつきましては、現施設の改修のほか他施設との複合化を含め、総合的に方向性を示してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

空き家教室や廊下を使って運営をしていた柿原、一条の2クラブが新設し、全ての施設が専用施設となったことは、保護者の就労を支援する上で必要不可欠な場であり、非常にありがたいです。

2点目の答弁では、放課後児童クラブは昭和60年建設の古い施設であり、老朽化が進

んでいるとの説明がありました。私も何度か施設を拝見しました。夏場、図書館はエアコンをかけても32度、ガルバリウムの屋根は一部が室内から見える状況、不具合箇所を言い出したら切りがありません。多額の費用をかけて改修とはいませんが、この件については前藤井市長に施設改修の要望を出してはや3年です。児童クラブの環境改善は待たなしです。市場の他の2クラブも不具合箇所があるとお聞きしております。20周年記念行事も大事かもしれませんが、市場の過疎債を放課後児童クラブの改修にも使えるとお聞きしております。過疎債の有効活用とともに、八幡放課後児童クラブの環境改善について、暑くなる前にスピード感を持って実行していただけるようお願いいたします。

放課後児童クラブについては、本日のニュースでも、近隣の吉野川市が物価高が続く中、共働きの子どもと世帯の家庭の負担を軽減するため、夏休みなど長期の休みに放課後児童クラブを利用する児童に昼食を提供し、費用を支給する取組を始めたとありました。以前にも中野議員が関連の質問をしましたが、就労と子育ての両立を支援する事業として阿波市としても注視、検討していただければと思います。この項の質問を終わります。

次の質問に移ります。

防災・減災についてです。

災害が発生するたびに備えの大切さを痛感する昨今です。つい最近では大船渡市の森林火災、80軒以上の家が焼失して多くの方が避難所生活を余儀なくされています。本市においても南海トラフ地震が予想され、災害に見舞われると言われていています。

そこで、本市の備えとしての国の交付金事業、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用してどのようなものを準備しているのか、質問としては、新しい地方経済・生活環境創生交付金の活用予定はについて答弁願います。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 後藤議員の一般質問の2問目、防災・減災についての1点目、新しい地方経済・生活環境創生交付金の活用予定はのご質問に答弁をさせていただきます。

議員お話しのとおり、国は安全・安心で心豊かに暮らせる持続可能な地域経済社会をつくるため、避難所の生活環境の改善などの取組に緊急的に支援することを目的とした、新しい地方経済・生活環境創生交付金を創設しました。

公助の一翼を担う本市といたしましても、避難所機能の強化は重要課題であると認識しており、間髪を入れずこの交付金を活用した事業の構築を図り、総事業費として2,56

0万3,000円を補正予算案として今議会に提出させていただきました。この交付金事業につきましては、令和7年度当初予算事業の消防団車両整備事業や木造住宅耐震化促進事業等と併せた総合的な防災・減災対策として一体的に進めてまいりたいと考えております。

具体の事業を上げてみますと、災害発生後の避難所においては、断水等により入浴や手洗いといった水の衛生利用が困難となることが想定されることから、避難所の衛生環境の向上を図ることを目的に、利用した水をろ過し繰り返し使うことができる水循環型シャワー及び水循環型手洗いスタンドの導入を図るものでございます。さらに、指定避難所におきましては、現在、パーティションやテント、簡易トイレ、ロールマット等々を備えており、段ボールベッドにつきましては、災害時応援協定により順次届けられることとなっておりますが、発災直後の初動対応時においては、ロールマットでは寝起きが困難な方がいらっしゃるため、今回、高さのある簡易ベッドを購入し常設することにより、さらなる生活環境の改善を図るものでございます。加えて、山間部避難所の孤立化対策として衛星携帯電話や衛星ブロードバンドインターネットを導入し、通信環境の確保に努めたいと考えております。また、これらの設備の導入後は、各小学校区防災訓練等において利用することにより、地域防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

今回は、国会中継を見ながらパネルを作ってきました。（パネルを示す）

答弁では、本市では避難所における衛生環境の向上を図るため、断水時でも使用できる移動式の水循環式のシャワー、これ、神山町も導入しているようです。この一番上のものです。手洗いスタンドを1台ずつ、手洗いスタンド、こちらになります、右手の中段になります、を導入。市内33か所の指定避難所に簡易ベッド、石井町、吉野川市、美馬市も導入を予定しておるそうです。阿波市のほうは1,050台とお聞きしております。孤立に備え、衛星携帯電話や衛星電話、衛星ブロードバンドインターネットいわゆるスターリングだと思えます。那賀町も購入予定とお聞きしております。

国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用する総事業費は、これ全体で約2,500万円を計画していると承知しました。水循環型のシャワーについては、過去に原田定信議員、我々、はばたきからも藤本議員がパネルを使って質問もあったと記憶しております。

す。これはニーズに合った準備でなかったかというふうに思います。

ここで、徳島新聞から見た近隣市町村の取組について少し上げたいと思います。吉野川市は購入費として8,000万円、避難所の生活環境を整えるため簡易ベッド、天井つきパーティション、エアマット、蓄電池などを調達というふうに書かれております。美馬市は8,450万円を計上しています。購入したのは天井つきのテント式パーティション、簡易ベッド、あとはポータブル発電機、組立て式貯水槽、組立て式給水タンク、炊き出し用機材となっています。ポータブル発電機などは、既に阿波市では準備していらっしゃるというふうにお聞きしております。ここでは2市の事業を上げましたが、吉野川市、美馬市はそれぞれ8,000万円と8,450万円、阿波市の事業費は約2,500万円と比較すると本市は30%になるのでは、ちょっと少ないようなというふうな疑問もあります。しかし、限られた場所に限られた人員で持て余すような資機材があるより、一番は身の丈に合った内容だと思います。この件については時間の都合で再問はしません。

次の質問に移ります。

避難所の備えの前に優先されるのは、自宅での備えではないでしょうか。助けの手が届きにくい自宅で、けがや亡くなることを未然に防止する必要もあるのではないのでしょうか。ここでは、地震発生に備えて家具転倒防止やガラスの飛散防止など、家屋から逃げ出せる準備を考えたいと思います。

そこで、2点目の質問として、家具転倒防止金具等の支援の検討はされているのかについて再問したいと思います。答弁願います。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局长。

○危機管理局长（笠井和芳君） 後藤議員の一般質問の2問目、防災・減災についての再問、家具転倒防止金具等の支援の検討はされているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

昨年の8月8日には、全国初となる南海トラフ地震臨時情報の発表もあったことから、全国的に大規模地震に対する備えの意識が浸透しています。家具転倒防止金具を取り扱う各種店舗におきましても、特設コーナーを設けるほど関心は高く、また安価でもあることから、数か月が経過した現在においても高い販売実績を維持していると聞いております。これもひとえに、自分や自分の家族は自分で守るという自助が顕著に表れたものであり、防災・減災において最も基本となる場所であると考えております。

本市におきましても、昨年秋に開催した防災フェスタにて、転倒防止器具をパンフレッ

トとともに配布し、普及啓発に努めました。また、地元紙にも掲載されました阿波市防災士会と民生委員児童委員の方々が連携し、一人暮らしの高齢者のお宅にお伺いし、家具のレイアウトの見直しや転倒防止金具の設置及び推奨を実施するなど、その重要性について啓発活動を行っています。自宅の家具転倒防止対策を行うことにより、地震発生時に大切な命を守ることができるだけでなく、在宅避難が可能な環境づくりにもつながることから、今後も引き続き家具の転倒防止の普及促進に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

答弁では、防災フェスタに転倒防止器具をパンフレットとともに配布している旨の説明がありました。私も防災フェスタには参加しておりましたが、防災士のロープワークの実演等のお手伝いで配布の件は認識がありませんでした。これに関しては非常にいい啓発活動だと思います。また、防災士会と民生委員が協力して家具のレイアウトの見直しや転倒防止金具の推奨の事業については、できたら、防災士会や民生委員のグループに、ちょっとパネルを用意しましたんで。（パネルを示す）パネルのほうは徳島市の危機管理課のほうのパンフレットから抽出したものです。ここにL型金具やストッパーとかがあるんですけど、できればこのL型金具、安価なものです、ストッパーにしても安価なもの、突っ張り棒とかベルトチェーンに関しては高額にはなると思うんですけど、L型金具、ストッパーなどをできれば無償で支給していただいて、即つけていただく、そういうふうなことも検討していただければと思います。行ってすぐつけたいというのが気持ちですのでよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

公共交通についてです。

あわめぐりでは乗降場所として阿波市以外で3か所の駅がありますが、特急が止まるのと、そうでない駅では利用状況が大きく差があるように思います。

そこで1点、あわめぐりの乗降場所である鴨島駅、学駅、阿波山川駅の年度別利用実績はどのようになっているのかお聞きします。

次にもう一点、その3駅は乗降場所として利用者が選択できた時期が以前はありました。

そこで、2点目の質問としては、以前乗降場所の駅を選択できたが、いつから選択でき

なくなったのかその経緯について、以上、2点について答弁願います。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 後藤議員の一般質問3問目、公共交通について幾つかのご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目のあわめぐりの乗降場所である鴨島駅、学駅、阿波山川駅の年度別利用実績はについてでございますが、阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりは自宅もしくは自宅付近のほか、指定の乗降場所として市内の医療機関や商業施設、金融機関、公共施設などで乗り降りすることができます。また、市外ではありますが、市民がよく利用すると想定される鴨島駅、学駅、阿波山川駅の3駅と吉野川医療センターについても乗降場所としております。

議員ご質問の各駅の年度別利用実績につきましては、あわめぐりの本格運行を開始した令和3年度から令和5年度までの実績を申し上げますと、鴨島駅の延べ利用件数は、令和3年度は585件、令和4年度は648件、令和5年度は956件となっております。学駅は、令和3年度は139件、令和4年度は124件、令和5年度は211件となっております。阿波山川駅は、令和3年度は85件、令和4年度は137件、令和5年度は180件となっております。

次に、2点目として、以前は乗降場所の駅を選択できたが、いつから選択できなくなったのか。その経緯はでございますが、実証実験運行を開始した平成31年4月より、駅を乗降場所として利用する場合は自宅の最寄り駅での乗降をお願いしております。最寄りではない駅の場合、走行距離や時間が長くなることで他の利用者が利用できなくなることから、最寄り駅の利用を説明し、ご理解いただくように努めております。

あわめぐりは本市の主要な公共交通であることから、より一層の効率的な運行に努め、多くの方に利用していただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

1点目の答弁では、少しまとめてみますが、3年間で鴨島駅が2,189件、学駅が474件、阿波山川駅が402件の乗降があり、合計で3,065件の乗降となっていることが分かりました。つまり、鴨島駅の利用が71%、一番多く、次いで学駅の15%、阿波山川駅の13%と東寄りの駅の利用率が高いことが分かりました。そこで、今後3駅利

用の方の最終目的地の把握をしてみてはどうでしょうか。そうすることにより、特急の止まらない学の乗降場所としての在り方や利便性の向上を検討する一つの材料になると思います。検討願います。

2点目の答弁では、自宅の最寄りの駅での乗降をお願いしておりますとの説明がありました。私もその点は十分承知しております。当初より乗降場所一覧のパンフレットには、このような文章がありました。鉄道をご利用の方へ、多くの方にご利用していただきたいので、最寄りの駅での乗降をお願いします。ご協力よろしくをお願いします。と書かれてあります。しかし、現実には、私も過去に市場町の自宅から阿波山川駅まであわめぐりを使ったこともありました。市民の皆様からも、最近是最寄りの駅までしか行かない、学駅に降ろされても特急に乗るには乗り継ぎも必要だし、不便になったとの声をいただいているところです。

公共交通は、車が運転できない方にとってはライフラインです。言うまでもなく、あわめぐりのサービス向上が生活の質向上に直結するものではないでしょうか。先日も、公共交通の在り方については、徳島県議会で本市選出の大塚県議がライドシェアについて質問しました。県としては、ライドシェアについて進める旨の方向性を示されたところで、どうすれば既存の公共交通を維持して、なおかつライドシェアと共存できるのかを考える時期に来ているのではないのでしょうか。ライドシェアについては県、市協調で行うべきと考えます。今日も吉野川市から県議がおいでしています。県のほうにも十分声が届くと思います。まず、本市でできることとして、毎回言っておりますがあわめぐりの朝の増便、加えて昼間の運転手の増員をお願いします。

デマンド交通のサブスクの資料を作ったのですが、今日は時間の都合で省略したいと思いますが、ちょっとだけ案内します。（パネルを示す）これは琴平町のデマンド交通、一定額を払えば何度も乗れる、そういうふうなものです。阿波市は一番最初にまんのう町を参考にされたと思いますが、まんのう町と琴平町の共同事業です。

次の質問に移ります。

ごみ問題についてお尋ねします。

まず、中央広域環境施設組合の問題点を生成AIで調べてみました。内容については、大きく相違がある部分は省かせていただいております。読み上げます。近年、以下のような問題点が指摘されています。1、新ごみ処理施設の整備遅延と入札不調。新しいごみ処理施設の整備が進まず、入札が不調に終わるなどの遅れを生じています。これにより、市

外へのごみ搬出が検討される事態となっています。2点目は、透明性と適正な手続への懸念。プロポーザル方式での公募に対し、応募が1者のみであったことから、選定過程の透明性や適正性に疑いが呈されています。また、審査過程での詳細な情報公開や現地視察の実施が求められています。3点目として、財政的な持続可能性とコスト負担。新施設の建設費や運営費が高額であり、これらの費用負担が各自治体や市民に与える影響について懸念が示されています。最後にこうまとめられています。これらの問題に対して、組合や関係自治体は改善策を検討していますが、具体的な解決策の実施には時間を要する可能性があります。市民の理解と協力が重要な時期です。と締めくくられています。

このことを踏まえて、あくまで参考ですが1点目の質問をさせていただきます。組合議会の協議会でも質問しましたが、回答を得られませんので、この場をお借りして再度質問いたします。

新ごみ処理施設について固形燃料にする場合とリサイクル原料とした場合の現時点での試算は、市長より答弁いただけますか。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 後藤議員の一般質問の4問目、ごみ問題についての1点目、新ごみ処理施設について、固形燃料にする場合とリサイクル原料とした場合の現時点での試算はについて答弁させていただきます。

最初に、新ごみ処理施設のごみ処理方式につきましては、令和元年12月25日開催の1市2町中央広域環境施設組合議員による新ごみ処理施設に関する協議会において、好気性発酵乾燥方式と固形燃料化を組み合わせたいわゆる燃料化方式の採用が決定されました。

藤本議員の代表質問でも答弁させていただきましたように、国のカーボンニュートラルへの取組や令和4年4月1日施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応を踏まえ、今年度より環境省などと新たな取組であります好気性発酵乾燥方式プラスチックケミカル、マテリアルリサイクル方式について、1市2町で情報共有しながら慎重に検討してまいりました。そして、2月4日に開催されました中央広域環境施設組合1市2町の新ごみ処理施設に関する協議会において、処理方式の変更が決定されました。

これまでの方式は、可燃ごみを好気性発酵乾燥方式による好気性発酵によって乾燥処理し、異物等を選別し塩化ビニールを除去したうえで、固形燃料成形設備により固形燃料化を行うものであります。

変更後の方式では、固形燃料成形設備から圧縮梱包設備に変更し、好気性発酵乾燥処理後の残渣を圧縮するまでの工程を施設内で行い、圧縮した残渣はリサイクル原料として、プラスチック資源循環促進法に基づき、再資源化を行うものであります。このことから、固形燃料化と比べて再商品化費用等が発生するものの、固形燃料成形設備から圧縮梱包設備への変更により、施設整備費や電気料金などが減少するため、現在の試算といたしましては、運営期間20年とした場合に施設整備費が4億7,300万円、施設運営費が9,400万円、合わせて5億6,700万円の経費削減を見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

ここで、再度パネルを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）このパネルは、ほぼ同様の施設を検討している小松島市の新ごみ処理施設についての試算のものと阿波市で試算したものを比較するための表であります。上側が阿波市、下側が小松島市となっております。市長の先ほどの説明では、阿波市の試算するうえで重要な整備費、運営費の提示がありませんでした。小松島市はしっかり書かれています。今、いただいた数字は組合議会でいただいた資料と同じもので、施設整備費や施設運営費がそもそも示されていません。経費軽減部分の数字だけが独り歩きしている状態です。小松島市は後から同じような施設を検討したにもかかわらず、数字はきちんと出されています。最大で建設費、運営費総額で造成費も含めて114億円の見込みというふうに出ています。今回は数字は具体的に出していただけませんでした。この質問については、組合議会を含めて機会あるごとに質問させていただきます。

次の質問に移ります。

先日、吉野川市議会の傍聴に伺いました。代表質問では、塩田議員から新ごみ処理施設整備運営事業について質問がありました。内容としては、1点目が燃やせるごみの外部委託内容について、答弁では新ごみ処理施設稼働遅れの時期、これは8月以降の3か月だと思っております。1トン当たりの処理費用は6万8,000円、ちなみに阿波市は8月から2年8か月は1トン当たり8万4,000円、減量により減らせる可能性があります。吉野川市の新ごみ処理施設が11月1日以降に稼働すれば、皆さんも新聞紙面でご存じのとおり、1トン当たり3万円前後、既存設備に比べると年間2億円の削減と報じられているところです。今後、本市においても1トン当たり3万円前後の処理費用が目安、目標と

なるものだと思います。

ここで注目したいのが8月以降の1トン当たりの処理費用、阿波市8万4,000円と吉野川市6万8,000円との1万4,000円の差があるところです。この差は、高額と言われている運送費が影響してるのではないかと。

そこで、2点目の質問をいたします。

新ごみ処理施設完成後のリサイクル原料の運搬は、外部委託するのか直営であるのか、この点についても町田市長より答弁いただけますか。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 後藤議員の一般質問の4問目の再問、新ごみ処理施設完成後のリサイクル原料の運搬は外部委託するか直営であるのかについて答弁させていただきます。

その前に、小松島市の新聞報道でございますが、小松島市の場合が68億円から以前に、その1回前ですね、新聞の、73億円て出ました。68億円というのがケミカル、マテリアルの仕上げです。73億円というのが好気性発酵方式、うちの変更前の額で、差が5億、建設費で出ております。それと、小松島市の場合、それをプラフにした後でどうやって処理するのかがまだ発表しておりません。そういった中に、小松島市の場合にはリサイクル施設を加えております。そういったものが114億円だと認識しておりまして、小松島市の資料も見ておりますが、いろんな分で決定次第発表していくということで、先ほど申しましたが、こういった物価変動の多い中、疑義を招かないように時点、時点で説明させていただきたいと思っております。

それと、答弁でございますが、好気性発酵乾燥方式プラスケミカル、マテリアルリサイクル方式では生ごみ、紙やプラスチック使用製品廃棄物などを含む可燃ごみを好気性発酵によって乾燥処理し、プラスチック使用製品廃棄物を含む残渣を選別、分級、圧縮までを施設内で行い、その後再商品化事業者へ処理を委託することとなります。そのため、組合では今後、プラスチック資源循環促進法第33条に基づく再商品化計画を策定し、新ごみ処理施設運用開始までには大臣認定の取得を行います。分別収集物の収集、運搬または処分を行う再商品化事業者につきましては、再商品化計画を策定する際に盛り込む必要があることから、再商品化に要する費用などを踏まえて再商品化事業者を選定してまいりたいと思っております。

議員質問のことにつきましては、現時点におきましては運搬を直営で行うか委託で行うかは決定しておりませんが、できるだけ計画ができた時点でその中に盛り込むということ

で、早い段階でお示しできるように検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ  
します。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

検討中ということだったと思います。仮に、委託の場合でも市内外の業者から参加でき  
るようにして価格を抑えるようにすることは無論、1者だけのプロポーザルのような場合  
でも、立ち止まって考える時間の余裕があるようなスケジュールをお願いしたいと思いま  
す。

次の質問に移ります。

市民の声として、現ごみ処理施設について、積替保管施設として使用後について問合せ  
をいただいています。理想とすればリサイクル業者に建屋ごと引き取ってもらえたら一番  
いいのではないかと、そういうことを言われている方もいらっしゃいます。まだ、あと2点  
として事務所等を残す案や全部除却するということも考えられると思います。次に、もう  
一点、これは阿波市の人口ビジョンのパブリックコメントからいただいた意見なんですけ  
ど、ごみ処理問題はどこで話がされているのか、トンネルコンポストが決定したのはどう  
いう状況か、山口県萩市に運搬することになって賛成したのは、こういう動画を見たいと  
いう声をいただきました。

そこで、再々問として1点、新ごみ処理施設運転後の現施設はどうするのか、また中央  
広域環境施設組合の会議録開示や動画の配信はできないのかについて、この件については  
安丸副市長より答弁いただけますか。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 後藤議員の一般質問、ごみ問題につきましての再々問にお答え  
をさせていただきます。

まず、新ごみ処理施設運転終了後、現施設はどうするのかとのご質問でございますが、  
現在の中央広域環境施設組合での焼却稼働期間は令和7年7月末までとなっております  
が、引き続き令和7年8月から令和10年3月までの2年8か月間積替保管施設として現  
施設を使用するため、施設使用延長について吉野町、土成町での各説明会並びに議会でも  
その方針を説明させていただいてるところであります。また、中央施設環境組合の土地、  
建物につきましては、令和7年7月の吉野川市の組合脱退を受け、構成する2市2町によ

る協議により、財産処分を取扱いについて協議を進めておりますが、現時点では詳細な内容が決まるまでには至っておりません。ただ、跡地利用につきましては、20年間旧9町1村のごみを受け入れてきた地元の意向も考慮し、決定していくべきだと、このようには考えております。

続いて、中央広域環境施設組合の会議録の開示につきましては、こちらにつきましては組合のホームページで公開はされております。また、情報公開請求によっても取得が可能ということでございますので、そのように対応をお願いしたいと思います。また、議会の動画の配信につきましては、設備投資費からも難しいと考えておりますので、組合議会というのはこれは傍聴可能となっておりますので、組合事務所までお越しただければ議会内容は直接確認できるということでございますので、そのようにご理解をいただければと、このように思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

中央環境施設組合の土地、建物については協議中であり、地元の意向も考慮するというふうにお聞きしました。私が耳にしたのは、市民からは、人工芝のサッカー場のように多目的に使えるスペースとしてほしい、またパークゴルフ場という意見もありました。そのあたりも踏まえて今後、先の話にはなるんだろうとは思いますが、アンケートを取るなどして検討も願います。

次に、会議録開示についてはホームページで公開しているとのことでした。動画配信については費用面からも難しいとのことでしたが、会議録にする費用と労力を比べると、動画配信が安上がりではないかと自分は思います。傍聴についても時間の制限や座席数なども限られていることから、これについても動画配信が優位だと言えるのではないのでしょうか。我々議員についても、市民への説明責任は当然あるわけですが、百聞は一見にしかず、動画で見ていただくことは開かれた議会をお示しする上でも必要不可欠だと言えると思います。今後、検討願います。

ごみ問題については、最後に1点、意見したいと思います。ごみ減量化の動きとして、2期目のコンポストの無料配布、コンポストについては吉田議員が再々議会で質問されたと思います。市民の声が届いた成果ではないかと思えます。また、家庭ごみに自発的に取り組む市民団体に20万円の補助もいいことだと思えます。あとは、複数の団体が出るよ

うであれば、それぞれのベクトルが同じ方向に向くように調整する必要があるのではないのでしょうか。アドバイスできるような方も必要になってくると思います。併せて今後、検討いただければと思います。

以上で今回の私の全ての一般質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで8番後藤修君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、10日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後5時04分 散会